

野村外国株式 インデックスファンド

追加型投信 海外 株式 インデックス型

【投資信託説明書(請求目論見書)】 (2025年7月30日)

この目論見書により行なう野村外国株式インデックスファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月29日に関東財務局長に提出しており、2025年7月30日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	:	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部 【証券情報】	3
(1) 【ファンドの名称】	3
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3) 【発行（売出）価額の総額】	3
(4) 【発行（売出）価格】	3
(5) 【申込手数料】	3
(6) 【申込単位】	4
(7) 【申込期間】	4
(8) 【申込取扱場所】	4
(9) 【払込期日】	4
(10) 【払込取扱場所】	4
(11) 【振替機関に関する事項】	4
(12) 【その他】	4
第二部 【ファンド情報】	5
第1 【ファンドの状況】	5
1 【ファンドの性格】	5
2 【投資方針】	10
3 【投資リスク】	22
4 【手数料等及び税金】	25
5 【運用状況】	28
第2 【管理及び運営】	37
1 【申込（販売）手続等】	37
2 【換金（解約）手続等】	38
3 【資産管理等の概要】	39
4 【受益者の権利等】	41
第3 【ファンドの経理状況】	43
1 【財務諸表】	46
2 【ファンドの現況】	89
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	91
第三部 【委託会社等の情報】	92
第1 【委託会社等の概況】	92
1 【委託会社等の概況】	92
2 【事業の内容及び営業の概況】	94
3 【委託会社等の経理状況】	95
4 【利害関係人との取引制限】	133
5 【その他】	133
約款	134

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

野村外国株式インデックスファンド
(以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

ありません

（購入時手数料は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(6) 【申込単位】

1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位

*収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(7) 【申込期間】

2025年7月30日から2026年7月28日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込日から起算して5営業日目までに申込金額を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

外国の株式を実質的な主要投資対象^{*1}とし、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）^{*2}の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

※1 ファンドは、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2 MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村外国株式インデックスファンド)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	
	海 外	債 券	インデックス型
追 加 型	内 外	不動産投信 その他資産 ()	特 殊 型
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本を除く)			
	年 2 回	日本			
	年 4 回	北米	ファミリーファンド	あり ()	日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州			
	年 12 回 (毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ			
		中近東 (中東)			
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型 資産配分変更型					その他 (MSCI-KOKUSAI)

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則(以下「MRF 等規則」という。)に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特に

クレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え
「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

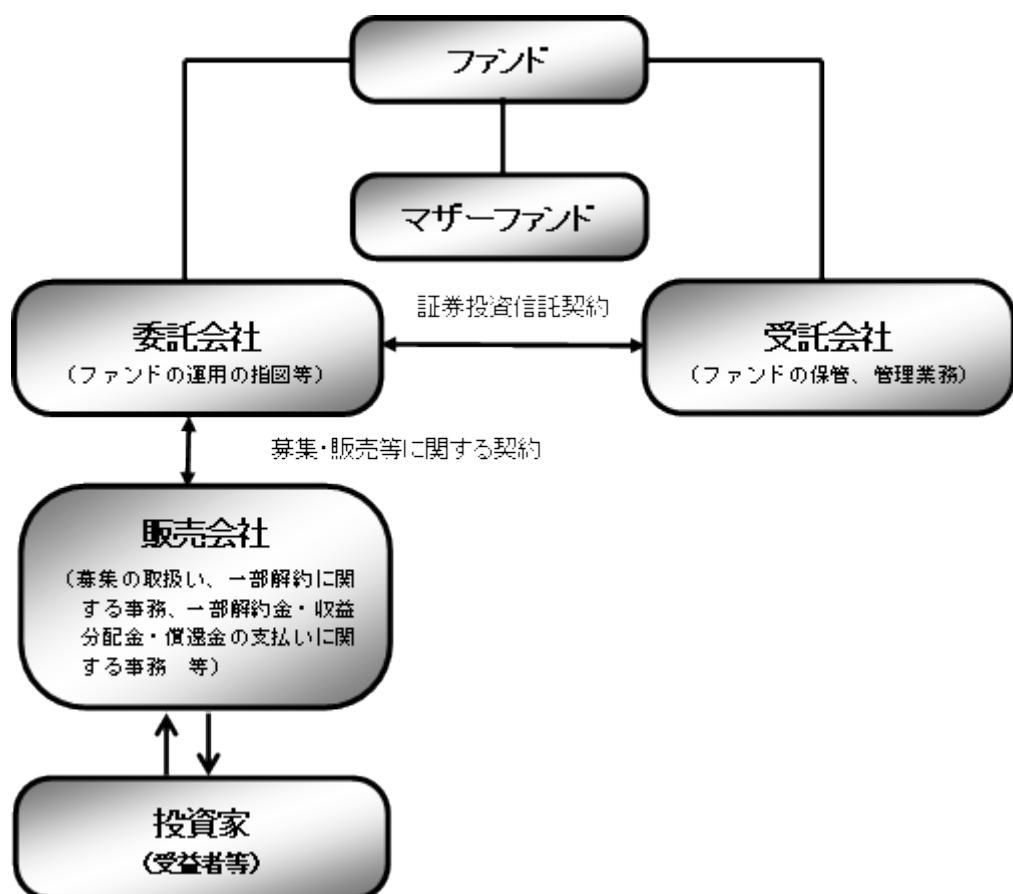
(3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

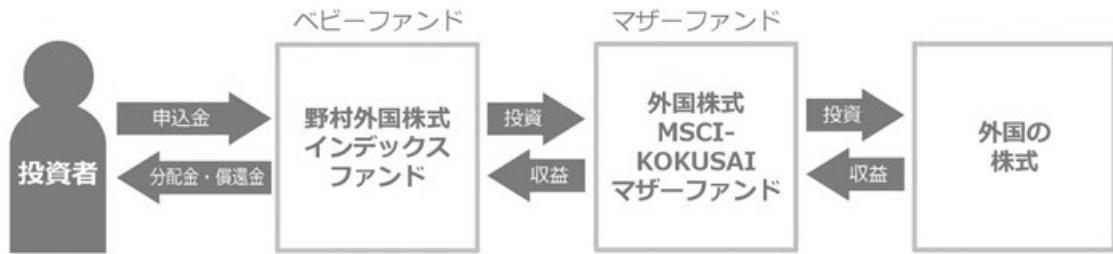
2002年11月25日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村外国株式インデックスファンド
マザーファンド (親投資信託)	外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2025年6月末現在)■

- ・名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額
17,180 百万円
- ・会社の沿革

1959年12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
- ・大株主の状況

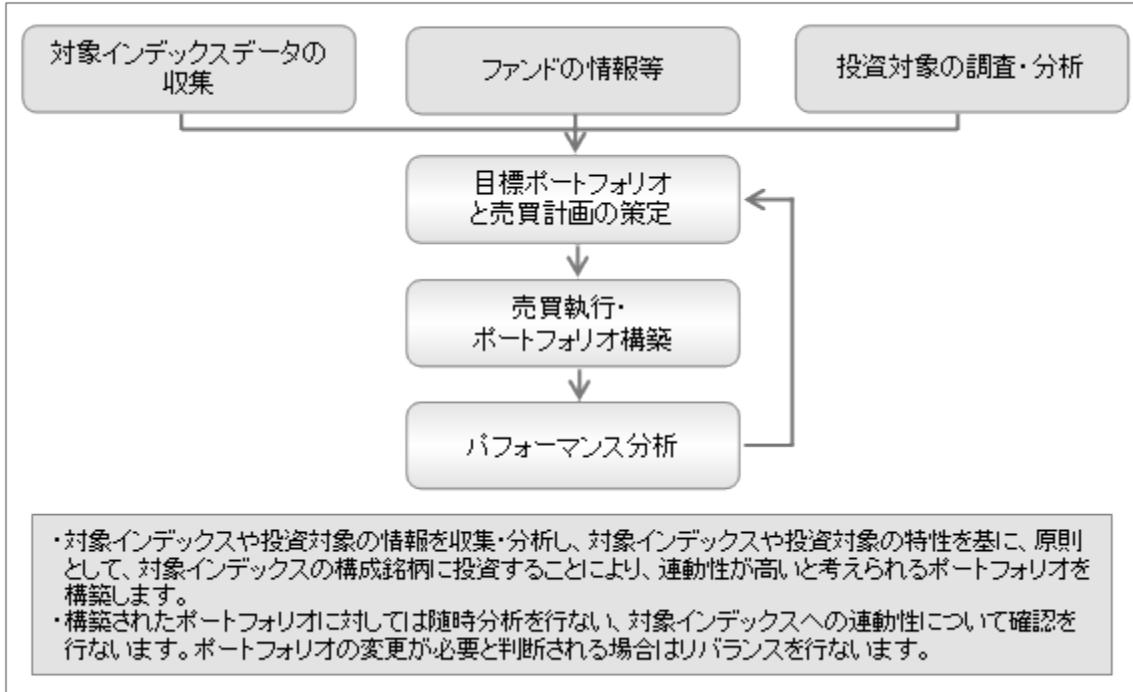
名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ◆ MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ◆ 株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。
- ◆ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

■投資プロセス■



* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

■MSCI-KOKUSAI 指数とは■

MSCI-KOKUSAI 指数は、MSCI が開発した、日本を除く先進国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。同指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

◆外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドについて

「MSCI」の著作権等について

MSCI-KOKUSAI 指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係した他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係した他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であると問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係した他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係した他の当事者は、本ファンドの発行時期、発

行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことではありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係を一切主張することはできません。

(2) 【投資対象】

外国の株式を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資する場合があります。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

①投資の対象とする資産の種類(約款第 20 条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限 ④ および⑤」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

二. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第 21 条第 1 項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会

社を受託者として締結された親投資信託である外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

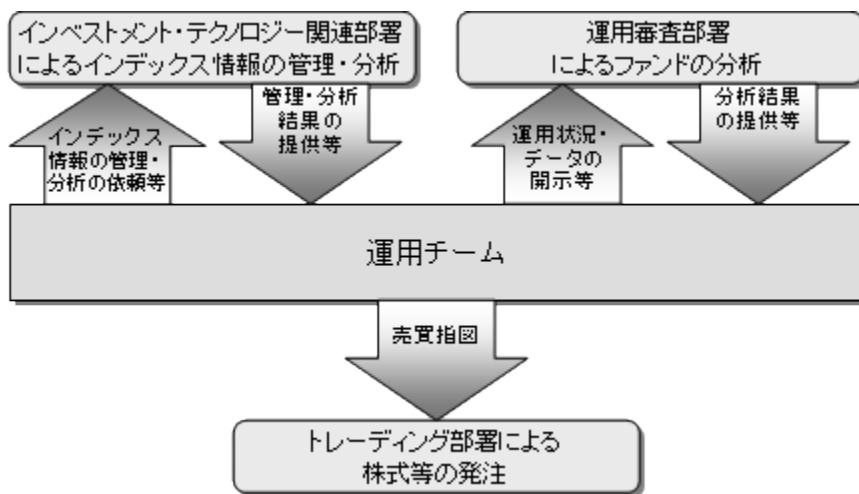
(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

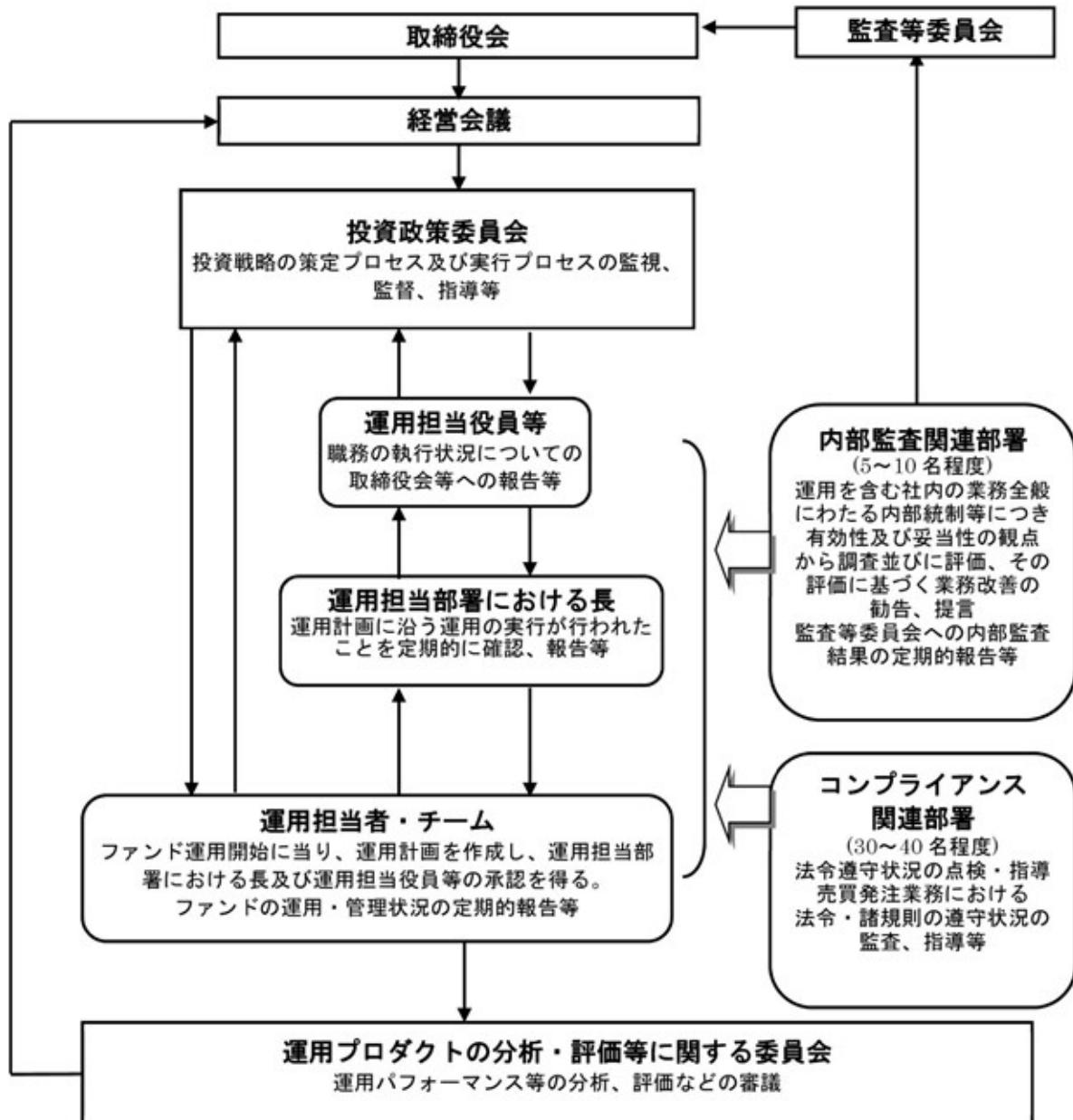
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、利子・配当収入等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年5月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。自動けいぞく投資契約を結んでいる場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

①株式への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限）

④先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第26条）

（i）委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品

取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2) 投資対象③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(iii) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月ま

でに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第27条）

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑦投資信託証券への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑧投資する株式等の範囲（約款第23条）

(i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよ

び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑨同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑩同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑪同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債※への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

⑫信用取引の指図範囲（約款第25条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑬有価証券の貸付の指図および範囲（約款第29条）

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する

契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約の指図（約款第31条）

(i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑯資金の借入れ（約款第40条）

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

⑱同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

◆ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[為替変動リスク]

◆ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

◆ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

『委託会社におけるリスクマネジメント体制』

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

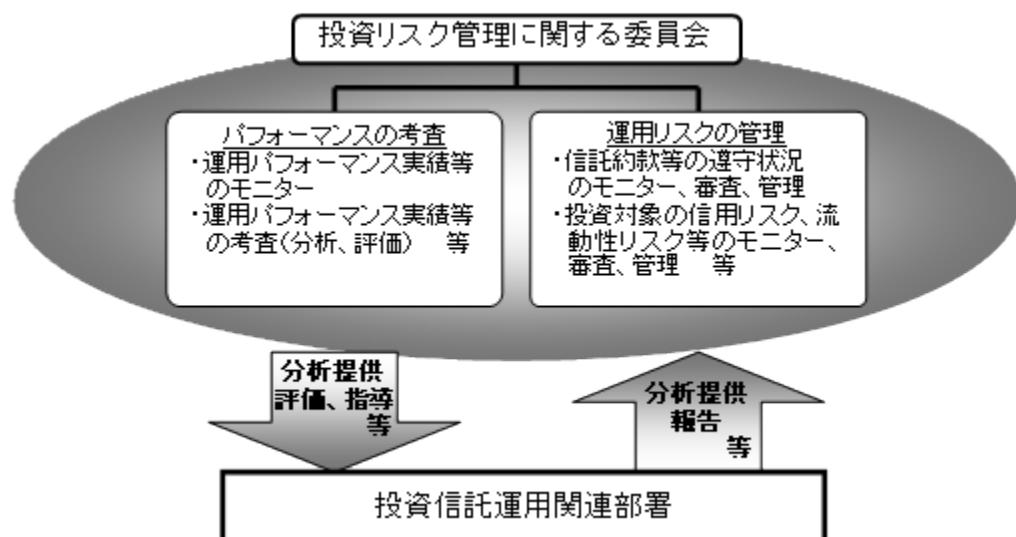
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

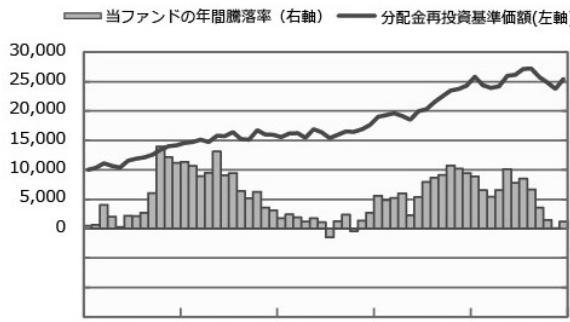
リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

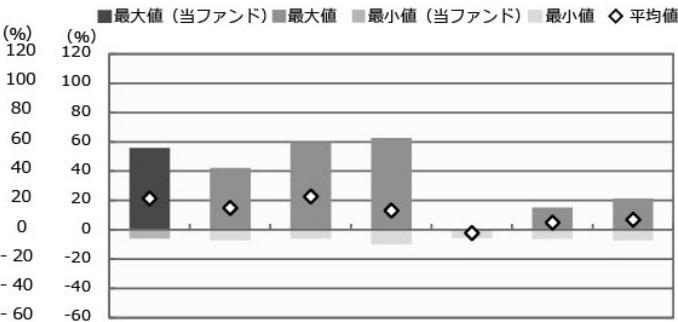
■ リスクの定量的比較 (2020年6月末～2025年5月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2020年6月 2021年5月 2022年5月 2023年5月 2024年5月 2025年5月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	55.9	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 6.0	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	21.5	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

<代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）…配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出又は公表の誤謬・遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）…MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）…FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものであります。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられます。JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、「JPM」）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJP Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市场における投資機会を指標に運動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行なう際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません

(購入時手数料は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.66%（税抜年 0.60%）以内（2025 年 7 月 29 日現在、年 0.649%（税抜年 0.59%））の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>

年 0.16%

<販売会社>

年 0.40%

<受託会社>

年 0.03%

※上記配分は、2025 年 7 月 29 日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。
なお、配当控除は適用されません。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ <u>特定公社債</u> ^(注1) の利子 ・ <u>公募公社債投資信託</u> の収益分配金	特定公社債、 <u>公募公社債投資信託</u> 、上場株式、 <u>公募株式投資信託</u> の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・ <u>公募株式投資信託</u> の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

*換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

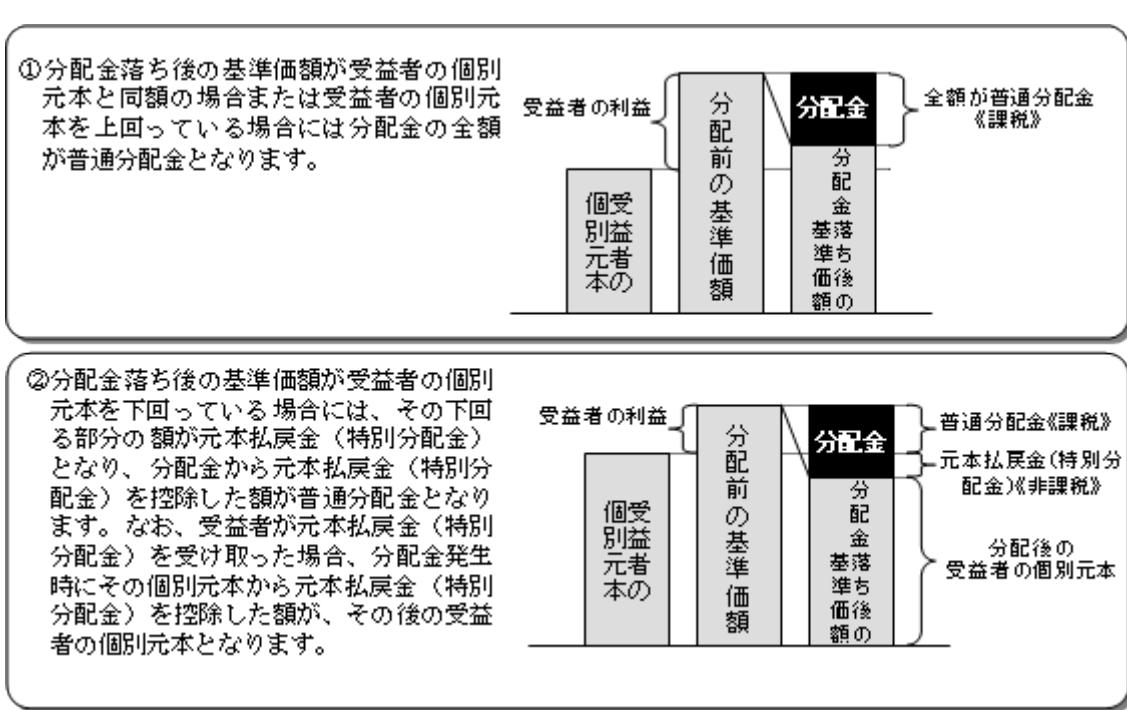
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



*上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

*上記は 2025 年 5 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位: %)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.66	0.65	0.01

(2024年5月11日～2025年5月12日)

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は 2025 年 5 月 30 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

野村外国株式インデックスファンド

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	3,221,305,874	99.98
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	325,222	0.01
合計（純資産総額）		3,221,631,096	100.00

(参考) 外国株式M S C I - K O K U S A I マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	2,144,574,793,547	73.59
	カナダ	97,537,892,569	3.34
	ドイツ	79,524,087,046	2.72
	イタリア	24,101,657,890	0.82
	フランス	84,105,130,694	2.88
	オランダ	36,953,851,893	1.26
	スペイン	24,164,261,069	0.82
	ベルギー	6,038,031,158	0.20
	オーストリア	1,561,890,673	0.05
	ルクセンブルグ	518,916,011	0.01
	フィンランド	8,110,811,464	0.27
	アイルランド	2,519,438,450	0.08
	ポルトガル	1,235,879,957	0.04
	スイス	894,867,589	0.03

	ジャージー	152,439,061	0.00
	イギリス	113,287,522,328	3.88
	スイス	74,594,899,050	2.55
	スウェーデン	23,942,775,563	0.82
	ノルウェー	4,858,444,800	0.16
	デンマーク	18,022,115,648	0.61
	オーストラリア	48,917,751,003	1.67
	ニュージーランド	1,470,221,158	0.05
	香港	13,581,836,974	0.46
	シンガポール	9,537,567,480	0.32
	イスラエル	3,998,152,572	0.13
	小計	2,824,205,235,647	96.91
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	45,264,369,904	1.55
	フランス	1,144,487,840	0.03
	イギリス	799,754,988	0.02
	オーストラリア	3,158,448,170	0.10
	香港	574,262,080	0.01
	シンガポール	673,820,110	0.02
	小計	51,615,143,092	1.77
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	38,292,032,324	1.31
合計（純資産総額）		2,914,112,411,063	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	28,460,341,803	0.97
	買建	カナダ	1,274,280,189	0.04
	買建	ドイツ	3,572,826,796	0.12
	買建	イギリス	1,492,844,906	0.05
	買建	スイス	939,169,000	0.03
	買建	オーストラリア	682,164,155	0.02

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村外国株式インデックスファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式M S C I - KOKU S A I マザーファンド	436,018,662	7.1825	3,131,704,040	7.3880	3,221,305,874	99.98

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.98
合 計	99.98

(参考) 外国株式M S C I - KOKUSAI マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	7,151,800	15,786.72	112,903,477,046	20,025.26	143,216,692,373	4.91
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	2,062,600	54,611.37	112,641,413,253	65,990.29	136,111,575,454	4.67
3	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4,391,500	31,272.75	137,334,297,608	28,766.80	126,329,430,745	4.33
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2,763,600	27,683.97	76,507,439,287	29,594.05	81,786,141,452	2.80
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インターネット・メディアおよびサービス	636,700	82,871.21	52,764,100,195	92,803.34	59,087,888,806	2.02
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1,300,400	24,429.39	31,767,980,073	34,812.22	45,269,815,960	1.55
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	843,700	37,908.00	31,982,987,599	51,567.32	43,507,351,343	1.49
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インターネット・メディアおよびサービス	1,706,300	22,213.47	37,902,845,776	24,725.49	42,189,117,579	1.44
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インターネット・メディアおよびサービス	1,454,500	22,462.65	32,671,927,675	24,883.75	36,193,421,938	1.24
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	822,200	34,939.96	28,727,641,975	38,034.91	31,272,304,564	1.07
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	388,600	75,729.79	29,428,598,201	72,824.11	28,299,451,711	0.97
12	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	505,000	49,331.39	24,912,353,063	52,138.48	26,329,936,440	0.90
13	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	235,600	118,131.76	27,831,844,025	103,956.14	24,492,067,974	0.84
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	124,830	134,937.33	16,844,227,015	170,465.80	21,279,246,838	0.73
15	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	239,400	77,782.02	18,621,017,544	83,125.20	19,900,174,939	0.68
16	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	1,283,500	16,882.55	21,668,755,780	14,774.01	18,962,442,220	0.65
17	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	129,630	134,066.88	17,379,090,351	145,127.42	18,812,867,947	0.64
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	1,290,300	12,307.28	15,880,088,484	13,969.77	18,025,203,263	0.61
19	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	687,700	24,152.50	16,609,678,097	24,250.72	16,677,225,095	0.57
20	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	703,100	23,513.27	16,532,182,418	22,095.55	15,535,384,439	0.53
21	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	290,100	51,541.43	14,952,170,173	52,985.88	15,371,204,455	0.52

22	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	516,100	29,423.64	15,185,544,222	26,705.14	13,782,527,605	0.47
23	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	304,900	40,351.76	12,303,254,020	42,928.94	13,089,035,788	0.44
24	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	2,000,000	5,926.03	11,852,076,282	6,364.80	12,729,617,600	0.43
25	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	115,000	102,182.81	11,751,023,598	108,855.83	12,518,421,025	0.42
26	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	1,195,000	10,135.69	12,112,158,186	10,285.26	12,290,893,229	0.42
27	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	765,100	15,773.64	12,068,419,505	15,314.25	11,716,932,675	0.40
28	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	タバコ	454,100	22,383.89	10,164,526,294	25,590.15	11,620,490,248	0.39
29	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	268,700	74,036.32	19,893,561,313	42,897.71	11,526,616,800	0.39
30	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	490,100	20,260.68	9,929,761,936	23,436.42	11,486,190,912	0.39

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.81

	自動車	1.93
	家庭用耐久財	0.20
	繊維・アパレル・贅沢品	0.81
	ホテル・レストラン・レジャー	1.94
	販売	0.06
	大規模小売り	3.31
	専門小売り	1.53
	生活必需品流通・小売り	1.88
	飲料	1.21
	食品	1.06
	タバコ	0.71
	家庭用品	0.92
	パーソナルケア用品	0.47
	ヘルスケア機器・用品	2.07
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.37
	バイオテクノロジー	1.55
	医薬品	3.99
	銀行	6.26
	金融サービス	3.35
	保険	3.28
	情報技術サービス	1.33
	ソフトウェア	9.10
	通信機器	0.71
	コンピュータ・周辺機器	4.62
	電子装置・機器・部品	0.53
	半導体・半導体製造装置	9.06
	各種電気通信サービス	1.03
	無線通信サービス	0.23
	電力	1.66
	ガス	0.08
	総合公益事業	0.73
	水道	0.08
	消費者金融	0.46
	資本市場	3.59
	各種消費者サービス	0.01
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.13
	ヘルスケア・テクノロジー	0.07
	ライフサイエンス・ツール/サービス	0.75
	専門サービス	0.97
新株予約権証券	—	0.00
投資証券	—	1.77

合 計

98.68

②【投資不動産物件】

野村外国株式インデックスファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式M S C I – K O K U S A I マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村外国株式インデックスファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式M S C I – K O K U S A I マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)		
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2025年06月限)	買建	668	米ドル	192,974,200	27,763,198,149	197,819,850	28,460,341,803	0.97
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2025年06月限)	買建	39	カナダドル	11,987,220	1,247,749,736	12,242,100	1,274,280,189	0.04
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ 50 株価指数先物(2025年06月限)	買建	406	ユーロ	21,535,970	3,522,638,618	21,842,800	3,572,826,796	0.12
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2025年06月限)	買建	35	豪ドル	7,227,850	669,154,352	7,368,375	682,164,155	0.02
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2025年06月限)	買建	88	英ポンド	7,610,740	1,477,396,845	7,690,320	1,492,844,906	0.05
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2025年06月限)	買建	44	スイスフラン	5,354,880	937,104,000	5,366,680	939,169,000	0.03

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

野村外国株式インデックスファンド

2025年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

第 14 計算期間	(2016 年 5 月 10 日)	純資産総額 (百万円)		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 14 計算期間	(2016 年 5 月 10 日)	1,093	1,093	2.2083	2.2088

第 15 計算期間	(2017 年 5 月 10 日)	1,344	1,344	2.7183	2.7188
第 16 計算期間	(2018 年 5 月 10 日)	1,435	1,436	2.9587	2.9592
第 17 計算期間	(2019 年 5 月 10 日)	1,472	1,472	3.0511	3.0516
第 18 計算期間	(2020 年 5 月 11 日)	1,411	1,411	2.9327	2.9332
第 19 計算期間	(2021 年 5 月 10 日)	1,904	1,904	4.3966	4.3971
第 20 計算期間	(2022 年 5 月 10 日)	2,117	2,117	4.7925	4.7930
第 21 計算期間	(2023 年 5 月 10 日)	2,437	2,437	5.3111	5.3116
第 22 計算期間	(2024 年 5 月 10 日)	3,158	3,158	7.5278	7.5283
第 23 計算期間	(2025 年 5 月 12 日)	3,136	3,136	7.7471	7.7476
	2024 年 5 月末日	3,185	—	7.6069	—
	6 月末日	3,383	—	8.0669	—
	7 月末日	3,177	—	7.6142	—
	8 月末日	3,096	—	7.4779	—
	9 月末日	3,128	—	7.5606	—
	10 月末日	3,370	—	8.1301	—
	11 月末日	3,392	—	8.1763	—
	12 月末日	3,482	—	8.4989	—
	2025 年 1 月末日	3,473	—	8.5127	—
	2 月末日	3,265	—	8.0607	—
	3 月末日	3,128	—	7.7670	—
	4 月末日	2,998	—	7.4355	—
	5 月末日	3,221	—	7.9663	—

② 【分配の推移】

野村外国株式インデックスファンド

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 14 計算期間	2015 年 5 月 12 日～2016 年 5 月 10 日	0.0005 円
第 15 計算期間	2016 年 5 月 11 日～2017 年 5 月 10 日	0.0005 円
第 16 計算期間	2017 年 5 月 11 日～2018 年 5 月 10 日	0.0005 円
第 17 計算期間	2018 年 5 月 11 日～2019 年 5 月 10 日	0.0005 円
第 18 計算期間	2019 年 5 月 11 日～2020 年 5 月 11 日	0.0005 円
第 19 計算期間	2020 年 5 月 12 日～2021 年 5 月 10 日	0.0005 円
第 20 計算期間	2021 年 5 月 11 日～2022 年 5 月 10 日	0.0005 円
第 21 計算期間	2022 年 5 月 11 日～2023 年 5 月 10 日	0.0005 円
第 22 計算期間	2023 年 5 月 11 日～2024 年 5 月 10 日	0.0005 円
第 23 計算期間	2024 年 5 月 11 日～2025 年 5 月 12 日	0.0005 円

③ 【収益率の推移】

野村外国株式インデックスファンド

	計算期間	収益率
第 14 計算期間	2015 年 5 月 12 日～2016 年 5 月 10 日	△15.4%
第 15 計算期間	2016 年 5 月 11 日～2017 年 5 月 10 日	23.1%
第 16 計算期間	2017 年 5 月 11 日～2018 年 5 月 10 日	8.9%
第 17 計算期間	2018 年 5 月 11 日～2019 年 5 月 10 日	3.1%
第 18 計算期間	2019 年 5 月 11 日～2020 年 5 月 11 日	△3.9%
第 19 計算期間	2020 年 5 月 12 日～2021 年 5 月 10 日	49.9%
第 20 計算期間	2021 年 5 月 11 日～2022 年 5 月 10 日	9.0%
第 21 計算期間	2022 年 5 月 11 日～2023 年 5 月 10 日	10.8%
第 22 計算期間	2023 年 5 月 11 日～2024 年 5 月 10 日	41.7%
第 23 計算期間	2024 年 5 月 11 日～2025 年 5 月 12 日	2.9%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 衔目を四捨五入し、小数点以下 1 衔目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

野村外国株式インデックスファンド

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 14 計算期間	2015 年 5 月 12 日～2016 年 5 月 10 日	67,945,485	76,704,806	495,156,386
第 15 計算期間	2016 年 5 月 11 日～2017 年 5 月 10 日	58,917,397	59,548,261	494,525,522
第 16 計算期間	2017 年 5 月 11 日～2018 年 5 月 10 日	70,093,228	79,321,278	485,297,472
第 17 計算期間	2018 年 5 月 11 日～2019 年 5 月 10 日	45,324,217	47,928,901	482,692,788
第 18 計算期間	2019 年 5 月 11 日～2020 年 5 月 11 日	131,792,958	133,261,243	481,224,503
第 19 計算期間	2020 年 5 月 12 日～2021 年 5 月 10 日	89,417,861	137,448,188	433,194,176
第 20 計算期間	2021 年 5 月 11 日～2022 年 5 月 10 日	64,480,451	55,807,042	441,867,585
第 21 計算期間	2022 年 5 月 11 日～2023 年 5 月 10 日	78,114,494	61,033,886	458,948,193
第 22 計算期間	2023 年 5 月 11 日～2024 年 5 月 10 日	39,092,136	78,504,360	419,535,969
第 23 計算期間	2024 年 5 月 11 日～2025 年 5 月 12 日	27,953,245	42,662,361	404,826,853

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2025年5月30日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2025年5月	5 円
2024年5月	5 円
2023年5月	5 円
2022年5月	5 円
2021年5月	5 円
設定来累計	125 円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

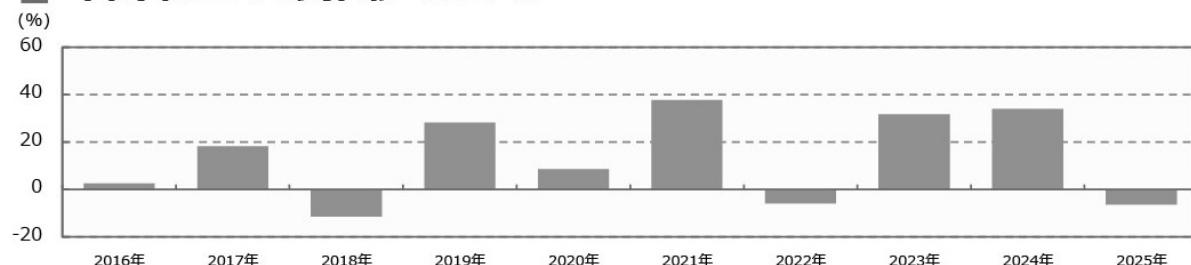
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	4.9
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	4.7
3	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4.3
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2.8
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	2.0
6	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1.5
7	TESLA INC	自動車	1.5
8	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.4
9	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.2
10	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1.1

実質的な国/地域別投資比率 (上位)

順位	国/地域	投資比率 (%)
1	アメリカ	75.1
2	イギリス	3.9
3	カナダ	3.3
4	フランス	2.9
5	ドイツ	2.7

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

■ 年間收益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※お申込日当日のニューヨーク証券取引所が休場の場合

(4) 販売単位

1万口以上1口単位（当初元本1口=1円）または1万円以上1円単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して5営業日目までに申込金額を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7) 積立方式

販売会社によっては、「定期定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することができます。

(8) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

(9) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

(4) 換金単位

1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5) 換金価額

解約申込み受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、原則として1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限*を設ける場合があります。

* 受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

(7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

(8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けを中止した場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとします。

(9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手續等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法*により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

*一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※国外で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2002年11月25日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年5月11日から翌年5月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- (ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- (iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- (v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委

託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(vii)受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

(i)委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ii)委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(iii)上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv)上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(vi)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者的一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 挿金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間(2024年5月11日から2025年5月12日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年7月15日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村外国株式インデックスファンドの2024年5月11日から2025年5月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村外国株式インデックスファンドの2025年5月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【野村外国株式インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 22 期 (2024 年 5 月 10 日現在)	第 23 期 (2025 年 5 月 12 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,531,683	10,835,817
親投資信託受益証券	3,157,869,439	3,135,911,413
未収入金	8,441,724	375,336
未収利息	21	144
流動資産合計	3,175,842,867	3,147,122,710
資産合計	3,175,842,867	3,147,122,710
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	209,767	202,413
未払解約金	8,116,913	-
未払受託者報酬	472,160	541,125
未払委託者報酬	8,813,487	10,101,080
その他未払費用	47,159	54,048
流動負債合計	17,659,486	10,898,666
負債合計	17,659,486	10,898,666
純資産の部		
元本等		
元本	419,535,969	404,826,853
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	2,738,647,412	2,731,397,191
（分配準備積立金）	1,729,671,616	1,638,869,387
元本等合計	3,158,183,381	3,136,224,044
純資産合計	3,158,183,381	3,136,224,044
負債純資産合計	3,175,842,867	3,147,122,710

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第 22 期 自 2023 年 5 月 11 日 至 2024 年 5 月 10 日	第 23 期 自 2024 年 5 月 11 日 至 2025 年 5 月 12 日
営業収益		
受取利息	869	19,870
有価証券売買等損益	979,883,933	117,882,857
営業収益合計	979,884,802	117,902,727
営業費用		
支払利息	1,126	-

受託者報酬	911,843	1,079,950
委託者報酬	17,020,785	20,159,021
その他費用	91,065	107,869
営業費用合計	18,024,819	21,346,840
営業利益又は営業損失 (△)	961,859,983	96,555,887
経常利益又は経常損失 (△)	961,859,983	96,555,887
当期純利益又は当期純損失 (△)	961,859,983	96,555,887
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	68,850,161	17,288,129
期首剰余金又は期首次損金 (△)	1,978,553,855	2,738,647,412
剰余金増加額又は欠損金減少額	207,381,052	192,117,469
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	207,381,052	192,117,469
剰余金減少額又は欠損金増加額	340,087,550	278,433,035
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	340,087,550	278,433,035
分配金	209,767	202,413
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	2,738,647,412	2,731,397,191

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年5月11日から2025年5月12日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第22期 2024年5月10日現在		第23期 2025年5月12日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	419,535,969口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	404,826,853口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	7,5278円 (75,278円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	7,7471円 (77,471円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期 自2023年5月11日 至2024年5月10日			第23期 自2024年5月11日 至2025年5月12日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	46,346,041円	費用控除後の配当等収益額	A	39,832,133円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	846,663,781円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	39,435,625円
収益調整金額	C	1,054,396,417円	収益調整金額	C	1,127,521,772円
分配準備積立金額	D	836,871,561円	分配準備積立金額	D	1,559,804,042円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,784,277,800円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,766,593,572円
当ファンドの期末残存口数	F	419,535,969口	当ファンドの期末残存口数	F	404,826,853口
10,000口当たり収益分配対	G=E/F×10,000	66,365円	10,000口当たり収益分配対	G=E/F×10,000	68,340円

額		
10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	209,767 円

額		
10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	202,413 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 22 期 自 2023 年 5 月 11 日 至 2024 年 5 月 10 日	第 23 期 自 2024 年 5 月 11 日 至 2025 年 5 月 12 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 22 期 2024 年 5 月 10 日現在	第 23 期 2025 年 5 月 12 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 22 期 自 2023 年 5 月 11 日 至 2024 年 5 月 10 日	第 23 期 自 2024 年 5 月 11 日 至 2025 年 5 月 12 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第22期 自 2023年5月11日 至 2024年5月10日	第23期 自 2024年5月11日 至 2025年5月12日
期首元本額 458,948,193円	期首元本額 419,535,969円
期中追加設定元本額 39,092,136円	期中追加設定元本額 27,953,245円
期中一部解約元本額 78,504,360円	期中一部解約元本額 42,662,361円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第22期 自 2023年5月11日 至 2024年5月10日	第23期 自 2024年5月11日 至 2025年5月12日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	915,916,475	102,647,133
合計	915,916,475	102,647,133

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年5月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年5月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	外国株式M S C I - KOKU S A I マザーファンド	436,610,522	3,135,911,413	
		銘柄数:1 組入時価比率:100.0%	436,610,522	3,135,911,413 100.0%	
合計				3,135,911,413	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「外国株式M S C I - KOKU S A I マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式M S C I - KOKU S A I マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2025年5月12日現在)

資産の部

流動資産

預金	15,064,007,793
コール・ローン	2,192,537,782
株式	2,748,521,933,399
投資証券	52,119,824,842
派生商品評価勘定	172,284,134
未収入金	54,027,093
未収配当金	2,479,485,930
未収利息	29,327
差入委託証拠金	16,382,821,077
流動資産合計	2,836,986,951,377
資産合計	2,836,986,951,377

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	3,125,224
未払金	7,364,309,243
未払解約金	1,935,946,089
その他未払費用	11,760,900
流動負債合計	9,315,141,456
負債合計	9,315,141,456

純資産の部

元本等

元本	393,693,376,419
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,433,978,433,502
元本等合計	2,827,671,809,921
純資産合計	2,827,671,809,921
負債純資産合計	2,836,986,951,377

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金

	<p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025年5月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	7,1824円 (71,824円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024年5月11日 至 2025年5月12日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。	
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
新株予約権証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
投資証券	

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年5月12日現在	
期首	2024年5月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	341,134,085,807円
同期中における追加設定元本額	78,683,697,998円
同期中における一部解約元本額	26,124,407,386円
期末元本額	393,693,376,419円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	15,404,808円
バランスセレクト50	58,162,605円
バランスセレクト70	82,747,978円
野村外国株式インデックスファンド	436,610,522円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,905,629,517円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,881,105,744円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	5,764,137,219円
野村資産設計ファンド2015	5,516,287円
野村資産設計ファンド2020	5,996,449円
野村資産設計ファンド2025	8,860,047円
野村資産設計ファンド2030	16,099,829円
野村資産設計ファンド2035	16,930,020円
野村資産設計ファンド2040	30,508,055円
野村外国株インデックスBコース(野村投資一任口座向け)	34,823,497,752円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,463,065,505円
のむラップ・ファンド(普通型)	22,569,909,566円
のむラップ・ファンド(積極型)	28,273,521,562円
野村資産設計ファンド2045	7,205,752円
野村インデックスファンド・外国株式	10,321,262,489円
マイ・ロード	1,562,448,155円
ネクストコア	8,951,552円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	160,336,859円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	4,503,718,281円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	147,507,614円
野村資産設計ファンド2050	7,836,069円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,407,886円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,074,679円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,032,806円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,018,216円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	613,801,127円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	4,168,095,893円
インデックス・ブレンド(タイプI)	1,938,138円
インデックス・ブレンド(タイプII)	2,428,617円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	26,077,158円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	12,108,833円
インデックス・ブレンド(タイプV)	46,494,027円
野村6資産均等バランス	2,552,488,792円
野村つみたて外国株投信	21,121,825,680円
野村外国株(含む新興国)インデックスBコース(野村投資一任口座向け)	5,415,683,734円
世界6資産分散ファンド	44,949,020円
野村資産設計ファンド2060	8,279,924円
野村スリーゼロ先進国株式投信	4,854,211,795円

はじめてのN I S A・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	7, 168, 188, 118 円
N E X T F U N D S 外国株式・M S C I - K O K U S A I 指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	8, 053, 932, 149 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	8, 191, 296, 379 円
グローバル・インデックス・バランス 2 5 V A（適格機関投資家専用）	55, 591, 504 円
グローバル・インデックス・バランス 5 0 V A（適格機関投資家専用）	38, 757, 147 円
グローバル・インデックス・バランス 4 0 V A（適格機関投資家専用）	227, 439, 987 円
グローバル・インデックス・バランス 6 0 V A（適格機関投資家専用）	180, 296, 320 円
ワールド・インデックス・ファンドV A安定型（適格機関投資家専用）	344, 700 円
ワールド・インデックス・ファンドV Aバランス型（適格機関投資家専用）	1, 697, 214 円
ワールド・インデックス・ファンドV A積極型（適格機関投資家専用）	417, 641 円
野村ワールド・インデックス・バランス 5 0 V A（適格機関投資家専用）	1, 362, 917 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	370, 101, 704 円
野村世界インデックス・バランス 4 0 V A（適格機関投資家専用）	2, 301, 768 円
野村グローバル・インデックス・バランス 2 5 V A（適格機関投資家専用）	18, 506, 340 円
野村グローバル・インデックス・バランス 5 0 V A（適格機関投資家専用）	44, 390, 759 円
野村グローバル・インデックス・バランス 7 5 V A（適格機関投資家専用）	1, 494, 651, 125 円
野村世界バランス 2 5 V A（適格機関投資家専用）	6, 795, 743 円
ノムラF O F s用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	1, 098, 741, 534 円
野村F o F s用・外国株式M S C I - K O K U S A I インデックスファンド（適格機関投資家専用）	11, 736, 537, 553 円
野村F O F s用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	480, 439 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	663, 096, 670 円
バランスセレクト 3 0（確定拠出年金向け）	1, 030, 098 円
バランスセレクト 5 0（確定拠出年金向け）	6, 249, 014 円
バランスセレクト 7 0（確定拠出年金向け）	8, 662, 435 円
野村外国株式インデックスファンド・M S C I - K O K U S A I（確定拠出年金向け）	122, 337, 334, 137 円
マイバランス 3 0（確定拠出年金向け）	1, 496, 566, 711 円
マイバランス 5 0（確定拠出年金向け）	6, 310, 576, 965 円
マイバランス 7 0（確定拠出年金向け）	7, 384, 493, 839 円
マイバランスDC 3 0	684, 891, 395 円
マイバランスDC 5 0	1, 746, 119, 737 円
マイバランスDC 7 0	1, 843, 468, 846 円
野村DC外国株式インデックスファンド・M S C I - K O K U S A I	54, 075, 558, 974 円
野村DC運用戦略ファンド	587, 545, 853 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	35, 532, 632 円
マイターゲット 2 0 5 0（確定拠出年金向け）	641, 154, 054 円
マイターゲット 2 0 3 0（確定拠出年金向け）	484, 416, 372 円
マイターゲット 2 0 4 0（確定拠出年金向け）	615, 909, 454 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	25, 407, 892 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	13, 084, 632 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	88, 807, 659 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてN I S A）2 0 3 0	16, 665, 682 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてN I S A）2 0 4 0	18, 894, 738 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてN I S A）2 0 5 0	14, 583, 290 円
マイターゲット 2 0 3 5（確定拠出年金向け）	367, 465, 268 円
マイターゲット 2 0 4 5（確定拠出年金向け）	308, 862, 480 円
マイターゲット 2 0 5 5（確定拠出年金向け）	225, 813, 004 円
マイターゲット 2 0 6 0（確定拠出年金向け）	313, 715, 705 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてN I S A）2 0 6 0	14, 850, 227 円
マイターゲット 2 0 6 5（確定拠出年金向け）	128, 639, 489 円
多資産分散投資ファンド（バランス1 0）（確定拠出年金向け）	104, 275, 169 円
みらいバランス・株式1 0（富士通企業年金基金DC向け）	68, 596, 548 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	101, 826, 880 円
マイターゲット 2 0 7 0（確定拠出年金向け）	5, 300, 175 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	312, 262, 793 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年5月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	293,000	36.49	10,691,570.00	
		HALLIBURTON CO	254,000	20.36	5,171,440.00	
		SCHLUMBERGER LTD	417,000	34.55	14,407,350.00	
		CHENIERE ENERGY INC	65,300	233.80	15,267,140.00	
		CHEVRON CORP	498,600	138.49	69,051,114.00	
		CONOCOPHILLIPS	379,000	88.59	33,575,610.00	
		COTERRA ENERGY INC	213,000	23.39	4,982,070.00	
		DEVON ENERGY CORP	179,000	32.53	5,822,870.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	54,000	137.89	7,446,060.00	
		EOG RESOURCES INC	162,800	111.12	18,090,336.00	
		EQT CORP	163,000	55.62	9,066,060.00	
		EXPAND ENERGY CORP	59,500	112.38	6,686,610.00	
		EXXON MOBIL CORP	1,283,500	107.31	137,732,385.00	
		HESS CORP	82,200	132.37	10,880,814.00	
		KINDER MORGAN INC	589,000	27.31	16,085,590.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	94,900	150.89	14,319,461.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	207,000	42.16	8,727,120.00	
		ONEOK INC	183,000	82.30	15,060,900.00	
		OVINTIV INC	75,000	36.14	2,710,500.00	
		PHILLIPS 66	119,400	110.92	13,243,848.00	
		TARGA RESOURCES CORP	60,000	159.56	9,573,600.00	
		TEXAS PACIFIC LAND CORP	5,820	1,301.40	7,574,148.00	
		VALERO ENERGY CORP	93,800	122.93	11,530,834.00	
		WILLIAMS COS	354,000	57.66	20,411,640.00	
		AIR PRODUCTS	64,700	271.13	17,542,111.00	
		ALBEMARLE CORP	33,300	57.93	1,929,069.00	
		CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	50,000	82.41	4,120,500.00	
		CORTEVA INC	201,000	67.79	13,625,790.00	
		DOW INC	205,000	29.48	6,043,400.00	

DUPONT DE NEMOURS INC	124,000	66.77	8,279,480.00	
EASTMAN CHEMICAL CO.	34,000	77.50	2,635,000.00	
ECOLAB INC	74,100	252.67	18,722,847.00	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	73,000	73.43	5,360,390.00	
LINDE PLC	139,100	452.66	62,965,006.00	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	77,000	56.93	4,383,610.00	
PPG INDUSTRIES	69,200	109.44	7,573,248.00	
RPM INTERNATIONAL INC	35,800	110.53	3,956,974.00	
SHERWIN-WILLIAMS	69,400	351.86	24,419,084.00	
WESTLAKE CORPORATION	9,400	80.00	752,000.00	
CRH PLC	200,000	94.59	18,918,000.00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	18,100	541.85	9,807,485.00	
VULCAN MATERIALS CO	38,300	269.63	10,326,829.00	
AMCOR PLC	658,000	9.12	6,000,960.00	
AVERY DENNISON CORP	24,400	172.20	4,201,680.00	
BALL CORP	84,000	52.13	4,378,920.00	
CROWN HOLDINGS INC	33,700	96.98	3,268,226.00	
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	144,000	44.27	6,374,880.00	
PACKAGING CORP OF AMERICA	25,500	181.42	4,626,210.00	
SMURFIT WESTROCK PLC	150,000	41.90	6,285,000.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	415,000	37.86	15,711,900.00	
NEWMONT CORP	335,000	53.98	18,083,300.00	
NUCOR CORP	69,900	115.22	8,053,878.00	
RELIANCE INC	16,000	296.32	4,741,120.00	
STEEL DYNAMICS	41,600	130.51	5,429,216.00	
AXON ENTERPRISE INC	21,100	684.59	14,444,849.00	
BOEING CO	218,500	194.85	42,574,725.00	
GENERAL DYNAMICS	67,900	271.56	18,438,924.00	
GENERAL ELECTRIC CO	316,100	214.96	67,948,856.00	
HEICO CORP	13,400	264.16	3,539,744.00	
HEICO CORP-CLASS A	22,300	209.30	4,667,390.00	
HOWMET AEROSPACE INC	112,400	157.41	17,692,884.00	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	55,400	219.39	12,154,206.00	
LOCKHEED MARTIN	62,600	473.52	29,642,352.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	40,200	482.62	19,401,324.00	
RTX CORP	388,700	128.67	50,014,029.00	

TEXTRON INC	54,000	72.41	3,910,140.00	
TRANSDIGM GROUP INC	16,320	1,373.49	22,415,356.80	
ALLEGION PLC	24,300	141.85	3,446,955.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	34,100	110.72	3,775,552.00	
CARLISLE COS INC	13,300	390.31	5,191,123.00	
CARRIER GLOBAL CORP	235,000	71.44	16,788,400.00	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	35,000	51.31	1,795,850.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	195,000	91.92	17,924,400.00	
LENNOX INTERNATIONAL INC	9,400	573.70	5,392,780.00	
MASCO CORP	63,000	62.10	3,912,300.00	
OWENS CORNING INC	25,200	136.44	3,438,288.00	
SMITH (A.O.) CORP	36,000	68.29	2,458,440.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	66,100	404.73	26,752,653.00	
AECOM	37,700	104.65	3,945,305.00	
EMCOR GROUP INC	13,500	439.43	5,932,305.00	
QUANTA SERVICES INC	43,100	325.89	14,045,859.00	
AMETEK INC	68,400	171.75	11,747,700.00	
EATON CORP PLC	115,900	309.87	35,913,933.00	
EMERSON ELEC	165,600	112.55	18,638,280.00	
GE VERNONA INC	80,900	399.26	32,300,134.00	
HUBBELL INC	15,700	356.72	5,600,504.00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	32,400	294.80	9,551,520.00	
VERTIV HOLDINGS CO	105,000	94.06	9,876,300.00	
3M CORP	160,100	142.60	22,830,260.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	189,900	213.03	40,454,397.00	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	46,000	46.49	2,138,540.00	
CATERPILLAR INC DEL	141,000	325.62	45,912,420.00	
CNH INDUSTRIAL NV	247,000	12.77	3,154,190.00	
CUMMINS INC	39,700	306.71	12,176,387.00	
DEERE & COMPANY	75,900	492.60	37,388,340.00	
DOVER CORP	41,000	176.16	7,222,560.00	
FORTIVE CORP	101,000	70.52	7,122,520.00	
GRACO INC	47,000	83.27	3,913,690.00	
IDEX CORP	22,000	183.47	4,036,340.00	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	86,900	242.50	21,073,250.00	

INGERSOLL-RAND INC	118,000	79.32	9,359,760.00	
NORDSON CORP	14,900	192.62	2,870,038.00	
OTIS WORLDWIDE CORP	115,500	97.00	11,203,500.00	
PACCAR	153,000	90.66	13,870,980.00	
PARKER HANNIFIN CORP	37,400	647.59	24,219,866.00	
PENTAIR PLC	49,000	93.46	4,579,540.00	
SNAP-ON INC	15,600	315.66	4,924,296.00	
STANLEY BLACK & DECKER INC	42,000	62.67	2,632,140.00	
WABTEC CORP	49,900	192.62	9,611,738.00	
XYLEM INC	70,700	122.85	8,685,495.00	
AERCAP HOLDINGS NV	56,300	109.57	6,168,791.00	
FASTENAL CO	167,000	78.60	13,126,200.00	
FERGUSON ENTERPRISES INC	57,400	171.19	9,826,306.00	
GRAINGER (W.W.) INC	12,780	1,037.06	13,253,626.80	
UNITED RENTALS INC	19,400	672.40	13,044,560.00	
WATSCO INC	10,100	475.90	4,806,590.00	
CINTAS CORP	105,400	214.74	22,633,596.00	
COPART INC	252,000	61.52	15,503,040.00	
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	63,800	248.58	15,859,404.00	
ROLLINS INC	88,000	56.72	4,991,360.00	
VERALTO CORP	72,200	97.06	7,007,732.00	
WASTE CONNECTIONS INC	76,100	195.29	14,861,569.00	
WASTE MANAGEMENT INC	117,900	232.75	27,441,225.00	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	32,500	88.97	2,891,525.00	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	40,400	109.10	4,407,640.00	
FEDEX CORPORATION	67,500	217.83	14,703,525.00	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	212,300	95.89	20,357,447.00	
DELTA AIR LINES INC	50,000	48.34	2,417,000.00	
SOUTHWEST AIRLINES	44,000	31.18	1,371,920.00	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	24,000	77.27	1,854,480.00	
CSX CORP	569,000	28.74	16,353,060.00	
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	670,000	4.90	3,283,000.00	
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	22,400	135.53	3,035,872.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	65,300	223.50	14,594,550.00	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	55,800	158.28	8,832,024.00	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	30,000	57.05	1,711,500.00	

UBER TECHNOLOGIES INC	553,000	82.81	45,793,930.00	
UNION PAC CORP	177,800	216.32	38,461,696.00	
APTIV PLC	71,000	61.97	4,399,870.00	
FORD MOTOR COMPANY	1,140,000	10.43	11,890,200.00	
GENERAL MOTORS CO	324,000	47.50	15,390,000.00	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	234,000	14.26	3,336,840.00	
TESLA INC	843,700	298.26	251,641,962.00	
DR HORTON INC	85,600	122.03	10,445,768.00	
GARMIN LTD	45,000	191.43	8,614,350.00	
LENNAR CORP-A	71,200	108.64	7,735,168.00	
NVR INC	890	7,150.19	6,363,669.10	
PULTEGROUP INC	59,300	102.47	6,076,471.00	
DECKERS OUTDOOR CORP	44,700	121.07	5,411,829.00	
LULULEMON ATHLETICA INC	32,200	279.77	9,008,594.00	
NIKE INC-B	348,000	58.30	20,288,400.00	
AIRBNB INC-CLASS A	126,000	127.04	16,007,040.00	
BOOKING HOLDINGS INC	9,670	5,072.54	49,051,461.80	
CARNIVAL CORP	311,000	20.19	6,279,090.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	401,000	49.72	19,937,720.00	
DARDEN RESTAURANTS INC	33,800	198.41	6,706,258.00	
DOMINOS PIZZA INC	10,100	478.90	4,836,890.00	
DOORDASH INC-A	101,900	183.52	18,700,688.00	
DRAFTKINGS INC	130,000	36.23	4,709,900.00	
EXPEDIA GROUP INC	36,000	156.66	5,639,760.00	
FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	51,400	234.47	12,051,758.00	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	71,800	243.01	17,448,118.00	
HYATT HOTELS CORP-CL A	12,900	127.11	1,639,719.00	
LAS VEGAS SANDS CORP	109,000	39.79	4,337,110.00	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	69,600	257.97	17,954,712.00	
MCDONALD'S CORP	209,300	313.68	65,653,224.00	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	32.58	2,117,700.00	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	75,300	233.26	17,564,478.00	
STARBUCKS CORP	333,000	80.30	26,739,900.00	
WYNN RESORTS LTD	28,400	87.93	2,497,212.00	
YUM BRANDS INC	80,700	147.13	11,873,391.00	

GENUINE PARTS CO	40,900	117.42	4,802,478.00	
LKQ CORP	76,000	40.10	3,047,600.00	
POOL CORP	10,500	301.92	3,170,160.00	
AMAZON.COM INC	2,763,600	193.06	533,540,616.00	
EBAY INC	142,000	69.51	9,870,420.00	
GLOBAL-E ONLINE LTD	28,000	37.83	1,059,240.00	
MERCADOLIBRE INC	13,390	2,450.00	32,805,500.00	
AUTOZONE	4,940	3,663.73	18,098,826.20	
BEST BUY COMPANY INC	61,000	68.85	4,199,850.00	
BURLINGTON STORES INC	18,700	239.31	4,475,097.00	
CARMAX INC	45,000	66.10	2,974,500.00	
CARVANA CO	34,400	268.12	9,223,328.00	
DICK S SPORTING GOODS INC	17,300	190.88	3,302,224.00	
HOME DEPOT	290,100	362.71	105,222,171.00	
LOWES COS INC	165,600	222.26	36,806,256.00	
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	16,970	1,359.34	23,067,999.80	
ROSS STORES INC	97,400	142.28	13,858,072.00	
TJX COS INC	328,300	128.10	42,055,230.00	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	155,000	51.30	7,951,500.00	
ULTA BEAUTY INC	13,900	392.17	5,451,163.00	
WILLIAMS SONOMA INC	34,700	160.31	5,562,757.00	
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	105,000	22.47	2,359,350.00	
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	129,630	1,008.09	130,678,706.70	
DOLLAR GENERAL CORP	63,000	91.66	5,774,580.00	
DOLLAR TREE INC	60,000	85.47	5,128,200.00	
KROGER CO	200,000	71.87	14,374,000.00	
SYSCO CORP	144,000	70.75	10,188,000.00	
TARGET CORP	133,700	96.40	12,888,680.00	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	201,000	11.22	2,255,220.00	
WALMART INC	1,290,300	96.72	124,797,816.00	
BROWN-FORMAN CORP-CL B	55,000	34.66	1,906,300.00	
COCA COLA CO	1,195,000	70.52	84,271,400.00	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	61,000	89.50	5,459,500.00	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	47,200	190.07	8,971,304.00	
KEURIG DR PEPPER INC	381,000	33.54	12,778,740.00	
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	52,000	54.63	2,840,760.00	

MONSTER BEVERAGE CORP	211,000	61.00	12,871,000.00	
PEPSICO INC	400,700	130.44	52,267,308.00	
ARCHER DANIELS MIDLAND	138,000	48.53	6,697,140.00	
BUNGE GLOBAL SA	41,000	77.35	3,171,350.00	
CONAGRA BRANDS INC	135,000	23.09	3,117,150.00	
GENERAL MILLS	161,000	54.50	8,774,500.00	
HERSHEY CO/THE	44,100	170.90	7,536,690.00	
HORMEL FOODS CORP	86,000	29.21	2,512,060.00	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	32,400	111.54	3,613,896.00	
KELLANOVA	82,000	82.48	6,763,360.00	
KRAFT HEINZ CO/THE	258,000	28.07	7,242,060.00	
MCCORMICK & CO INC.	76,000	76.07	5,781,320.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	388,000	66.37	25,751,560.00	
THE CAMPBELL'S COMPANY	52,000	35.32	1,836,640.00	
TYSON FOODS INC-CL A	84,000	55.30	4,645,200.00	
ALTRIA GROUP INC	497,000	59.43	29,536,710.00	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	454,100	169.70	77,060,770.00	
CHURCH & DWIGHT CO INC	69,800	91.57	6,391,586.00	
CLOROX CO	35,200	134.76	4,743,552.00	
COLGATE PALMOLIVE CO.	225,300	89.81	20,234,193.00	
KIMBERLY-CLARK CORP	96,300	133.05	12,812,715.00	
PROCTER & GAMBLE CO	687,700	157.66	108,422,782.00	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	68,000	60.99	4,147,320.00	
KENVUE INC	567,000	24.44	13,857,480.00	
ABBOTT LABORATORIES	506,500	133.24	67,486,060.00	
ALIGN TECHNOLOGY INC	21,100	181.88	3,837,668.00	
BAXTER INTERNATIONAL INC.	143,000	30.90	4,418,700.00	
BECTON, DICKINSON	84,300	167.22	14,096,646.00	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	430,400	102.86	44,270,944.00	
COOPER COS INC/THE	58,000	82.27	4,771,660.00	
DEXCOM INC	116,000	84.67	9,821,720.00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	171,000	73.68	12,599,280.00	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	136,000	69.87	9,502,320.00	
HOLOGIC INC	69,000	56.75	3,915,750.00	
IDEXX LABORATORIES INC	23,900	491.70	11,751,630.00	
INSULET CORP	19,900	310.67	6,182,333.00	

INTUITIVE SURGICAL INC	104,000	536.51	55,797,040.00	
MEDTRONIC PLC	376,000	83.48	31,388,480.00	
RESMED INC	42,600	245.04	10,438,704.00	
SOLVENTUM CORP	44,000	70.23	3,090,120.00	
STERIS PLC	28,000	226.43	6,340,040.00	
STRYKER CORP	100,600	380.92	38,320,552.00	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	57,000	95.21	5,426,970.00	
CARDINAL HEALTH INC	70,200	148.22	10,405,044.00	
CENCORA INC	50,700	283.00	14,348,100.00	
CENTENE CORP	146,000	62.79	9,167,340.00	
CVS HEALTH CORP	365,000	66.97	24,444,050.00	
DAVITA INC	12,300	143.76	1,768,248.00	
ELEVANCE HEALTH INC	68,100	404.58	27,551,898.00	
HCA HEALTHCARE INC	55,200	353.70	19,524,240.00	
HUMANA INC	34,900	249.53	8,708,597.00	
LABCORP HOLDINGS INC	24,200	245.73	5,946,666.00	
MCKESSON CORP	37,300	693.46	25,866,058.00	
MOLINA HEALTHCARE INC	16,700	322.20	5,380,740.00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	31,700	176.96	5,609,632.00	
THE CIGNA GROUP	81,700	333.46	27,243,682.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	268,700	380.64	102,277,968.00	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	18,000	181.78	3,272,040.00	
ABBVIE INC	516,100	184.60	95,272,060.00	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	37,000	251.15	9,292,550.00	
AMGEN INC	157,000	265.86	41,740,020.00	
BIOGEN INC	41,800	118.17	4,939,506.00	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	55,000	58.86	3,237,300.00	
EXACT SCIENCES CORP	57,000	51.63	2,942,910.00	
GILEAD SCIENCES INC	365,500	96.91	35,420,605.00	
INCYTE CORP	47,000	58.98	2,772,060.00	
MODERNA INC	89,000	24.25	2,158,250.00	
NATERA INC	35,600	151.95	5,409,420.00	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	30,800	115.71	3,563,868.00	
REGENERON PHARMACEUTICALS	31,400	527.78	16,572,292.00	
UNITED THERAPEUTICS CORP	12,300	301.42	3,707,466.00	
VERTEX PHARMACEUTICALS	75,600	424.99	32,129,244.00	

BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	595,000	46.45	27,637,750.00	
ELI LILLY & CO.	235,600	734.57	173,064,692.00	
JOHNSON & JOHNSON	703,100	154.22	108,432,082.00	
MERCK & CO INC	739,100	75.97	56,149,427.00	
PFIZER INC	1,662,000	22.28	37,029,360.00	
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	108,000	33.15	3,580,200.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	333,000	16.93	5,637,690.00	
VIATRIS INC	370,000	8.77	3,244,900.00	
ZOETIS INC	132,700	159.27	21,135,129.00	
BANK OF AMERICA CORP	2,000,000	41.79	83,580,000.00	
CITIGROUP	552,000	71.45	39,440,400.00	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	125,000	39.12	4,890,000.00	
FIFTH THIRD BANCORP	197,000	37.35	7,357,950.00	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,890	1,841.60	5,322,224.00	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	434,000	15.22	6,605,480.00	
JPMORGAN CHASE & CO	822,200	253.08	208,082,376.00	
KEYCORP	260,000	15.49	4,027,400.00	
M & T BANK CORP	48,300	177.15	8,556,345.00	
PNC FINANCIAL	115,300	166.44	19,190,532.00	
REGIONS FINANCIAL CORP	269,000	21.16	5,692,040.00	
TRUIST FINANCIAL CORP	387,000	39.01	15,096,870.00	
US BANCORP	453,000	42.02	19,035,060.00	
WELLS FARGO CO	960,000	72.45	69,552,000.00	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	116,800	132.46	15,471,328.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	388,600	513.74	199,639,364.00	
BLOCK INC	163,000	50.36	8,208,680.00	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	76,000	31.14	2,366,640.00	
CORPAY INC	19,100	327.29	6,251,239.00	
EQUITABLE HOLDINGS INC	91,000	51.34	4,671,940.00	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	159,000	78.34	12,456,060.00	
FISERV INC	167,000	184.07	30,739,690.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	73,400	80.50	5,908,700.00	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	21,400	180.96	3,872,544.00	
MASTERCARD INC	239,400	568.64	136,132,416.00	
PAYPAL HOLDINGS INC	277,000	70.26	19,462,020.00	
TOAST INC-CLASS A	118,000	40.84	4,819,120.00	

VISA INC-CLASS A SHARES	505,000	352.54	178,032,700.00	
AFLAC INC	155,500	105.97	16,478,335.00	
ALLSTATE CORP	76,400	202.64	15,481,696.00	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	20,000	121.82	2,436,400.00	
AMERICAN INTL GROUP	182,000	82.41	14,998,620.00	
AON PLC	56,500	354.32	20,019,080.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	107,800	94.54	10,191,412.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	72,500	338.18	24,518,050.00	
ASSURANT INC	14,600	195.71	2,857,366.00	
BROWN & BROWN INC	69,800	111.32	7,770,136.00	
CHUBB LTD	112,400	289.88	32,582,512.00	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	46,700	147.80	6,902,260.00	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,900	353.20	2,437,080.00	
EVEREST GROUP LTD	12,400	348.04	4,315,696.00	
FNF GROUP	75,000	57.87	4,340,250.00	
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	84,000	127.52	10,711,680.00	
LOEWS CORP	53,000	88.40	4,685,200.00	
MARKEL GROUP INC	3,710	1,901.24	7,053,600.40	
MARSH & MCLENNAN COS	144,100	226.85	32,689,085.00	
METLIFE INC	174,000	77.85	13,545,900.00	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	65,000	78.90	5,128,500.00	
PROGRESSIVE CO	171,100	284.51	48,679,661.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	103,100	103.59	10,680,129.00	
TRAVELERS COS INC/THE	66,000	269.75	17,803,500.00	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	28,900	309.07	8,932,123.00	
WR BERKLEY CORP	88,000	72.49	6,379,120.00	
ACCENTURE PLC-CL A	182,700	307.90	56,253,330.00	
AKAMAI TECHNOLOGIES	41,600	76.25	3,172,000.00	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	90,500	132.34	11,976,770.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	144,000	79.17	11,400,480.00	
EPAM SYSTEMS INC	15,400	177.10	2,727,340.00	
GARTNER INC	22,100	432.50	9,558,250.00	
GODADDY INC - CLASS A	40,100	182.60	7,322,260.00	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	270,000	249.20	67,284,000.00	
MONGODB INC	20,700	178.54	3,695,778.00	
OKTA INC	47,000	119.45	5,614,150.00	

SNOWFLAKE INC-CLASS A	86,600	174.14	15,080,524.00	
TWILIO INC - A	40,700	105.69	4,301,583.00	
VERISIGN INC	25,300	281.41	7,119,673.00	
WIX.COM LTD	16,000	171.53	2,744,480.00	
ADOBE INC	127,100	383.28	48,714,888.00	
ANSYS INC	25,200	333.74	8,410,248.00	
APPLOVIN CORP-CLASS A	61,600	328.54	20,238,064.00	
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	47,900	207.52	9,940,208.00	
AUTODESK INC.	63,300	287.48	18,197,484.00	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	48,000	46.59	2,236,320.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	79,600	305.78	24,340,088.00	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	24,700	218.33	5,392,751.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	72,300	410.57	29,684,211.00	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	13,400	359.51	4,817,434.00	
DATADOG INC - CLASS A	83,800	107.88	9,040,344.00	
DOCUSIGN INC	61,000	83.29	5,080,690.00	
DYNATRACE INC	84,000	48.66	4,087,440.00	
FAIR ISAAC CORP	7,180	2,088.22	14,993,419.60	
FORTINET INC	191,700	97.42	18,675,414.00	
GEN DIGITAL INC	167,000	28.91	4,827,970.00	
HUBSPOT INC	14,100	603.05	8,503,005.00	
INTUIT INC	81,700	653.88	53,421,996.00	
MANHATTAN ASSOCIATES, INC.	18,400	184.37	3,392,408.00	
MICROSOFT CORP	2,062,600	438.73	904,924,498.00	
MICROSTRATEGY INC-CL A	65,800	416.03	27,374,774.00	
MONDAY.COM LTD	11,500	278.24	3,199,760.00	
NUTANIX INC - A	72,000	75.10	5,407,200.00	
ORACLE CORPORATION	490,100	150.34	73,681,634.00	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	614,500	117.30	72,080,850.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	192,400	186.93	35,965,332.00	
PTC INC	34,600	163.02	5,640,492.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	31,200	570.48	17,798,976.00	
SALESFORCE INC	279,500	275.42	76,979,890.00	
SAMSARA INC-CL A	75,000	43.30	3,247,500.00	
SERVICENOW INC	60,160	980.06	58,960,409.60	

SYNOPSYS INC	44,900	482.90	21,682,210.00	
TYLER TECHNOLOGIES INC	12,500	560.25	7,003,125.00	
WORKDAY INC-CLASS A	63,100	259.18	16,354,258.00	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	73,000	81.31	5,935,630.00	
ZSCALER INC	28,300	233.06	6,595,598.00	
ARISTA NETWORKS INC	311,000	86.52	26,907,720.00	
CISCO SYSTEMS	1,163,000	59.77	69,512,510.00	
F5 INC	16,700	270.07	4,510,169.00	
JUNIPER NETWORKS INC	99,000	36.35	3,598,650.00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	49,200	406.50	19,999,800.00	
APPLE INC	4,391,500	198.53	871,844,495.00	
DELL TECHNOLOGIES-C	95,800	95.91	9,188,178.00	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	377,000	16.89	6,367,530.00	
HP INC	270,000	26.46	7,144,200.00	
NETAPP INC	58,400	93.45	5,457,480.00	
PURE STORAGE INC - CLASS A	90,000	48.70	4,383,000.00	
SEAGATE TECHNOLOGY	63,000	95.71	6,029,730.00	
SUPER MICRO COMPUTER INC	151,000	31.99	4,830,490.00	
WESTERN DIGITAL CORP	104,000	44.10	4,586,400.00	
AMPHENOL CORP-CL A	350,000	80.88	28,308,000.00	
CDW CORPORATION	39,800	178.94	7,121,812.00	
CORNING INC	241,000	45.08	10,864,280.00	
JABIL INC	33,600	153.98	5,173,728.00	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	51,600	154.12	7,952,592.00	
TE CONNECTIVITY PLC	87,300	152.88	13,346,424.00	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	13,300	484.96	6,449,968.00	
TRIMBLE INC	74,000	68.12	5,040,880.00	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	14,900	266.71	3,973,979.00	
ADVANCED MICRO DEVICES	473,900	102.84	48,735,876.00	
ANALOG DEVICES INC	145,600	207.51	30,213,456.00	
APPLIED MATERIALS	238,600	155.61	37,128,546.00	
BROADCOM INC	1,300,400	208.20	270,743,280.00	
ENTEGRIS INC	46,000	76.36	3,512,560.00	
FIRST SOLAR INC	30,100	140.68	4,234,468.00	
INTEL CORP	1,250,000	21.42	26,775,000.00	
KLA CORP	38,800	701.20	27,206,560.00	

LAM RESEARCH CORP	378,000	75.36	28,486,080.00	
MARVELL TECHNOLOGY INC	252,000	59.65	15,031,800.00	
MICROCHIP TECHNOLOGY	157,000	55.33	8,686,810.00	
MICRON TECHNOLOGY	323,000	85.86	27,732,780.00	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	14,200	637.77	9,056,334.00	
NVIDIA CORP	7,151,800	116.65	834,257,470.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	73,400	191.88	14,083,992.00	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	124,000	40.98	5,081,520.00	
QUALCOMM INC	324,400	145.18	47,096,392.00	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	44,200	68.21	3,014,882.00	
TERADYNE INC	50,000	77.42	3,871,000.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	266,400	172.27	45,892,728.00	
AT & T INC	2,095,000	27.84	58,324,800.00	
VERIZON COMMUNICATIONS	1,229,000	43.61	53,596,690.00	
T-MOBILE US INC	153,100	243.81	37,327,311.00	
ALLIANT ENERGY CORP	72,000	61.76	4,446,720.00	
AMERICAN ELECTRIC POWER	156,900	104.68	16,424,292.00	
CONSTELLATION ENERGY	90,900	271.37	24,667,533.00	
DUKE ENERGY CORP	226,800	120.33	27,290,844.00	
EDISON INTERNATIONAL	113,000	56.19	6,349,470.00	
ENTERGY CORP	123,000	82.92	10,199,160.00	
EVERGY INC	68,000	66.59	4,528,120.00	
EVERSOURCE ENERGY	105,000	63.00	6,615,000.00	
EXELON CORPORATION	293,000	45.21	13,246,530.00	
FIRSTENERGY CORP	158,000	42.51	6,716,580.00	
NEXTERA ENERGY INC	601,000	70.31	42,256,310.00	
NRG ENERGY INC	58,700	119.33	7,004,671.00	
PG&E CORP	641,000	17.13	10,980,330.00	
PPL CORPORATION	217,000	35.51	7,705,670.00	
SOUTHERN CO.	322,000	90.35	29,092,700.00	
XCEL ENERGY INC	166,000	70.61	11,721,260.00	
ATMOS ENERGY CORP	46,300	159.86	7,401,518.00	
AMEREN CORPORATION	76,800	97.40	7,480,320.00	
CENTERPOINT ENERGY INC	186,000	37.54	6,982,440.00	
CMS ENERGY CORP	88,000	72.28	6,360,640.00	
CONSOLIDATED EDISON INC	100,200	107.68	10,789,536.00	

DOMINION ENERGY INC	248,000	55.09	13,662,320.00	
DTE ENERGY COMPANY	60,800	136.12	8,276,096.00	
NISOURCE INC	134,000	39.58	5,303,720.00	
PUBLIC SVC ENTERPRISE	144,000	78.94	11,367,360.00	
SEMPRA	185,000	75.42	13,952,700.00	
WEC ENERGY GROUP INC	93,800	107.62	10,094,756.00	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	57,900	146.94	8,507,826.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	76,000	40.76	3,097,760.00	
ALLY FINANCIAL INC	84,000	34.61	2,907,240.00	
AMERICAN EXPRESS CO	164,600	284.51	46,830,346.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	112,100	187.76	21,047,896.00	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	74,200	190.07	14,103,194.00	
SYNCHRONY FINANCIAL	112,000	55.63	6,230,560.00	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	28,000	492.18	13,781,040.00	
ARES MANAGEMENT CORP - A	54,200	164.95	8,940,290.00	
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	211,000	85.91	18,127,010.00	
BLACKROCK INC	42,950	923.44	39,661,748.00	
BLACKSTONE INC	212,000	139.39	29,550,680.00	
CARLYLE GROUP INC/THE	65,000	42.04	2,732,600.00	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	31,200	231.71	7,229,352.00	
CME GROUP INC	105,800	284.35	30,084,230.00	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	56,400	199.32	11,241,648.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	11,300	454.62	5,137,206.00	
FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	20.94	1,570,500.00	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	17,000	102.34	1,739,780.00	
GOLDMAN SACHS GROUP	91,700	567.10	52,003,070.00	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	30,800	185.60	5,716,480.00	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	168,500	178.33	30,048,605.00	
KKR & CO INC-A	182,900	118.08	21,596,832.00	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	23,200	360.42	8,361,744.00	
MOODYS CORP	48,000	470.67	22,592,160.00	
MORGAN STANLEY	352,900	121.70	42,947,930.00	
MSCI INC	22,600	556.56	12,578,256.00	
NASDAQ INC	126,000	79.21	9,980,460.00	
NORTHERN TRUST CORP	59,400	100.59	5,975,046.00	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	57,200	145.37	8,315,164.00	

ROBINHOOD MARKETS INC -A	180,000	54.65	9,837,000.00	
S&P GLOBAL INC	92,700	507.73	47,066,571.00	
SCHWAB (CHARLES) CORP	503,000	84.47	42,488,410.00	
SEI INVESTMENTS COMPANY	32,000	81.54	2,609,280.00	
STATE STREET CORP	87,000	93.81	8,161,470.00	
T ROWE PRICE GROUP INC	65,100	92.74	6,037,374.00	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	33,300	147.46	4,910,418.00	
VISTRA CORP	100,500	135.75	13,642,875.00	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	45,100	237.05	10,690,955.00	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	82,900	106.93	8,864,497.00	
AVANTOR INC	185,000	12.02	2,223,700.00	
BIO TECHNE CORP	49,000	49.94	2,447,060.00	
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	238.68	1,217,268.00	
DANAHER CORP	190,600	189.73	36,162,538.00	
ILLUMINA INC	46,000	75.76	3,484,960.00	
IQVIA HOLDINGS INC	54,000	148.99	8,045,460.00	
METTLER-TOLEDO INTL	6,020	1,080.98	6,507,499.60	
REVVITY INC	35,700	91.25	3,257,625.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	111,700	403.13	45,029,621.00	
WATERS CORP	16,800	344.06	5,780,208.00	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	20,900	213.06	4,452,954.00	
AUTOMATIC DATA PROCESS	119,500	307.72	36,772,540.00	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	38,100	123.79	4,716,399.00	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	34,800	237.00	8,247,600.00	
DAYFORCE INC	44,000	56.71	2,495,240.00	
EQUIFAX INC	36,300	269.91	9,797,733.00	
JACOBS SOLUTIONS INC	36,600	122.76	4,493,016.00	
LEIDOS HOLDINGS INC	37,200	155.70	5,792,040.00	
PAYCHEX INC	95,700	151.65	14,512,905.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	15,600	252.70	3,942,120.00	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	63,000	77.61	4,889,430.00	
TRUNION	58,000	86.11	4,994,380.00	
VERISK ANALYTICS INC	40,800	309.50	12,627,600.00	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	26,800	401.73	10,766,364.00	
COMCAST CORP-CL A	1,119,000	34.25	38,325,750.00	

	FOX CORP-CLASS A	68,000	50.24	3,416,320.00	
	FOX CORP-CLASS B	39,000	46.72	1,822,080.00	
	INTERPUBLIC GROUP	104,000	25.12	2,612,480.00	
	NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	109,000	28.06	3,058,540.00	
	OMNICOM GROUP	57,000	75.95	4,329,150.00	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	128,000	71.04	9,093,120.00	
	DISNEY (WALT) CO	528,800	105.94	56,021,072.00	
	ELECTRONIC ARTS	72,800	153.30	11,160,240.00	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	60,000	95.34	5,720,400.00	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	47,200	136.52	6,443,744.00	
	NETFLIX INC	124,830	1,140.22	142,333,662.60	
	ROBLOX CORP -CLASS A	144,000	71.88	10,350,720.00	
	ROKU INC	35,000	60.93	2,132,550.00	
	SEA LTD-ADR	108,000	139.17	15,030,360.00	
	SPOTIFY TECHNOLOGY S.A.	45,200	648.25	29,300,900.00	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	52,000	226.55	11,780,600.00	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	665,000	9.07	6,031,550.00	
	ALPHABET INC-CL A	1,706,300	152.75	260,637,325.00	
	ALPHABET INC-CL C	1,454,500	154.38	224,545,710.00	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	636,700	592.49	377,238,383.00	
	PINTEREST INC- CLASS A	179,000	29.22	5,230,380.00	
	REDDIT INC-CL A	19,200	108.46	2,082,432.00	
	SNAP INC-A	295,000	8.25	2,433,750.00	
	CBRE GROUP INC	88,600	126.59	11,215,874.00	
	COSTAR GROUP INC	125,000	74.57	9,321,250.00	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	340,000	5.02	1,706,800.00	
	ZILLION GROUP INC - C	46,000	67.93	3,124,780.00	
	小計 銘柄数 : 556			14,248,123,077.00	
				(2,079,656,044,318)	
				75.6%	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	162,000	27.19	4,404,780.00	
	CAMECO CORP	128,000	70.70	9,049,600.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	613,000	42.53	26,070,890.00	
	CENOVUS ENERGY INC	397,000	18.45	7,324,650.00	
	ENBRIDGE INC	639,000	64.30	41,087,700.00	

IMPERIAL OIL	54,000	99.26	5,360,040.00	
KEYERA CORP	68,000	43.69	2,970,920.00	
PEMBINA PIPELINE CORP	173,000	51.65	8,935,450.00	
SUNCOR ENERGY INC	367,000	48.72	17,880,240.00	
TC ENERGY CORP	306,000	68.84	21,065,040.00	
TOURMALINE OIL CORP	106,000	62.55	6,630,300.00	
NUTRIEN LTD	144,000	77.48	11,157,120.00	
CCL INDUSTRIES INC - CL B	42,000	78.05	3,278,100.00	
AGNICO EAGLE MINES LTD	147,800	163.50	24,165,300.00	
BARRICK MINING CORP	512,000	27.09	13,870,080.00	
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	211,000	19.39	4,091,290.00	
FRANCO-NEVADA CORP	55,800	235.72	13,153,176.00	
IVANHOE MINES LTD-CL A	230,000	13.38	3,077,400.00	
KINROSS GOLD CORP	361,000	20.99	7,577,390.00	
LUNDIN MINING CORP	220,000	11.93	2,624,600.00	
PAN AMERICAN SILVER CORP	109,000	37.90	4,131,100.00	
TECK RESOURCES LTD-CLS B	135,000	49.80	6,723,000.00	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	133,000	119.56	15,901,480.00	
WEST FRASER TIMBER	14,200	103.94	1,475,948.00	
CAE INC	92,000	36.09	3,320,280.00	
STANTEC INC	34,000	131.34	4,465,560.00	
WSP GLOBAL INC	38,900	262.36	10,205,804.00	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	22,700	113.43	2,574,861.00	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	112,000	31.35	3,511,200.00	
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	69,000	69.12	4,769,280.00	
RB GLOBAL INC	54,600	147.92	8,076,432.00	
AIR CANADA	43,000	17.54	754,220.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	155,600	139.97	21,779,332.00	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	271,000	102.19	27,693,490.00	
TFI INTERNATIONAL INC	20,900	115.00	2,403,500.00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	78,000	48.51	3,783,780.00	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	43,000	65.76	2,827,680.00	
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	91,000	93.57	8,514,870.00	
CANADIAN TIRE CORP LTD A	14,200	160.01	2,272,142.00	
DOLLARAMA INC	82,400	166.14	13,689,936.00	

ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	219,000	70.00	15,330,000.00	
EMPIRE CO LTD A	39,000	50.61	1,973,790.00	
LOBLAW COMPANIES LTD	43,600	218.17	9,512,212.00	
METRO INC/CN	63,000	104.09	6,557,670.00	
WESTON (GEORGE) LTD	17,400	262.81	4,572,894.00	
SAPUTO INC	70,000	26.07	1,824,900.00	
BANK OF MONTREAL	214,700	138.72	29,783,184.00	
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	359,000	70.02	25,137,180.00	
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	272,000	88.45	24,058,400.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	117,000	124.98	14,622,660.00	
ROYAL BANK OF CANADA	413,100	167.59	69,231,429.00	
TORONTO DOMINION BANK	514,000	88.07	45,267,980.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,760	2,199.35	12,668,256.00	
GREAT-WEST LIFECO INC	83,000	52.21	4,333,430.00	
IA FINANCIAL CORP INC	27,900	135.31	3,775,149.00	
INTACT FINANCIAL CORP	51,600	298.04	15,378,864.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	510,000	42.88	21,868,800.00	
POWER CORPORATION OF CANADA	162,000	50.60	8,197,200.00	
SUN LIFE FINANCIAL INC	171,000	86.54	14,798,340.00	
CGI INC	60,800	147.48	8,966,784.00	
SHOPIFY INC - CLASS A	356,000	127.98	45,560,880.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	5,920	5,113.43	30,271,505.60	
DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	23,900	149.71	3,578,069.00	
OPEN TEXT CORP	70,000	37.82	2,647,400.00	
CELESTICA INC	33,500	129.69	4,344,615.00	
BCE INC	20,000	31.60	632,000.00	
QUEBECOR INC-CL B	47,000	38.28	1,799,160.00	
TELUS CORP	148,600	22.28	3,310,808.00	
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	103,000	35.57	3,663,710.00	
EMERA INC	86,000	61.53	5,291,580.00	
FORTIS INC	141,000	66.91	9,434,310.00	
HYDRO ONE LTD	98,000	51.05	5,002,900.00	
ALTAGAS LTD	84,000	37.96	3,188,640.00	
CANADIAN UTILITIES LTD A	39,000	37.27	1,453,530.00	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	100,000	78.54	7,854,000.00	

	BROOKFIELD CORP	403,000	78.96	31,820,880.00	
	IGM FINANCIAL INC	21,000	43.72	918,120.00	
	ONEX CORPORATION	16,900	103.22	1,744,418.00	
	TMX GROUP LTD	76,000	56.33	4,281,080.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	38,000	40.30	1,531,400.00	
	THOMSON REUTERS CORP	46,200	261.13	12,064,206.00	
	FIRSTSERVICE CORP	11,800	241.45	2,849,110.00	
小計	銘柄数：82			903,749,404.60	
	組入時価比率：3.3%			(94,631,600,155)	
				3.4%	
ユーロ	TENARIS SA	130,000	15.09	1,961,700.00	
	ENI SPA	612,000	13.00	7,956,000.00	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	13.92	1,684,925.00	
	NESTE OYJ	116,000	9.01	1,045,392.00	
	OMV AG	38,000	46.34	1,760,920.00	
	REPSOL SA	338,000	11.26	3,807,570.00	
	TOTALENERGIES SE	633,000	51.89	32,846,370.00	
	AIR LIQUIDE SA	169,600	183.90	31,189,440.00	
	AKZO NOBEL	48,000	58.22	2,794,560.00	
	ARKEMA	16,800	66.20	1,112,160.00	
	BASF SE	264,000	43.25	11,418,000.00	
	COVESTRO AG TEND	52,000	60.20	3,130,400.00	
	DSM-FIRMENICH AG	55,700	94.92	5,287,044.00	
	EVONIK INDUSTRIES AG	74,000	20.08	1,485,920.00	
	SYENSQO SA	19,300	64.32	1,241,376.00	
	SYMRISE AG	39,200	103.75	4,067,000.00	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	38,900	185.00	7,196,500.00	
	ARCELORMITTAL	140,000	26.67	3,733,800.00	
	STORA ENSO OYJ-R	163,000	8.44	1,376,046.00	
	UPM-KYMMENE OYJ	150,000	23.85	3,577,500.00	
	AIRBUS SE	174,400	158.44	27,631,936.00	
	DASSAULT AVIATION SA	5,900	314.60	1,856,140.00	
	LEONARDO SPA	115,000	47.38	5,448,700.00	
	MTU AERO ENGINES AG	15,600	323.10	5,040,360.00	
	RHEINMETALL AG	12,800	1,694.00	21,683,200.00	
	SAFRAN SA	105,700	248.20	26,234,740.00	

THALES SA	26,400	246.30	6,502,320.00	
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	132,600	98.94	13,119,444.00	
KINGSPAN GROUP PLC	45,000	77.30	3,478,500.00	
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	53,792	56.30	3,028,489.60	
BOUYGUES	57,000	37.80	2,154,600.00	
EIFFAGE SA	19,000	123.40	2,344,600.00	
FERROVIAL SE	133,743	43.59	5,829,857.37	
VINCI	143,600	125.95	18,086,420.00	
LEGRAND SA	77,000	103.05	7,934,850.00	
PRYSMIAN SPA	79,000	52.76	4,168,040.00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	160,300	214.80	34,432,440.00	
SIEMENS ENERGY AG	185,000	74.76	13,830,600.00	
SIEMENS AG	221,900	214.05	47,497,695.00	
ALSTOM	99,000	22.11	2,188,890.00	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	143,000	37.11	5,306,730.00	
GEA GROUP AG	47,000	59.00	2,773,000.00	
KNORR-BREMSE AG	22,000	87.50	1,925,000.00	
KONE OYJ	98,000	54.36	5,327,280.00	
METSO CORPORATION	194,000	9.90	1,920,600.00	
RATIONAL AG	1,360	762.00	1,036,320.00	
WARTSILA OYJ	150,000	16.94	2,541,750.00	
BRENNNTAG SE	34,100	60.44	2,061,004.00	
IMCD NV	17,300	119.55	2,068,215.00	
REXEL SA	65,000	25.15	1,634,750.00	
DHL GROUP	284,000	37.27	10,584,680.00	
INPOST SA	57,000	15.86	904,020.00	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	190,000	6.27	1,192,820.00	
ADP	9,000	113.10	1,017,900.00	
AENA SME SA	22,000	229.00	5,038,000.00	
GETLINK	87,000	16.96	1,475,520.00	
CONTINENTAL AG	31,000	72.66	2,252,460.00	
MICHELIN (CGDE)	200,000	33.37	6,674,000.00	
BAYER MOTOREN WERK	85,000	79.68	6,772,800.00	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	75.45	1,131,750.00	
DR ING HC F PORSCHE AG	32,000	47.11	1,507,520.00	
FERRARI NV	36,700	433.10	15,894,770.00	

MERCEDES-BENZ GROUP AG	211,000	51.07	10,775,770.00	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	41,000	37.37	1,532,170.00	
RENAULT SA	59,000	47.66	2,811,940.00	
STELLANTIS NV	572,000	8.75	5,009,004.00	
VOLKSWAGEN AG-PREF	60,300	99.82	6,019,146.00	
ADIDAS AG	49,500	209.00	10,345,500.00	
HERMES INTERNATIONAL	9,180	2,453.00	22,518,540.00	
KERING SA	20,900	177.92	3,718,528.00	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	80,400	495.75	39,858,300.00	
MONCLER SPA	71,000	54.44	3,865,240.00	
PUMA SE	30,000	22.57	677,100.00	
ACCOR SA	54,000	45.25	2,443,500.00	
AMADEUS IT GROUP SA	133,000	67.88	9,028,040.00	
DELIVERY HERO SE	59,000	25.92	1,529,280.00	
FDJ UNITED	33,000	32.10	1,059,300.00	
SODEXO	23,500	55.10	1,294,850.00	
D' IETEREN GROUP	7,000	179.40	1,255,800.00	
PROSUS NV	403,000	43.46	17,516,395.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	314,000	46.48	14,594,720.00	
ZALANDO SE	60,000	31.63	1,897,800.00	
CARREFOUR SUPERMARCHÉ	164,000	13.80	2,263,200.00	
JERONIMO MARTINS	82,000	22.32	1,830,240.00	
KESKO OYJ-B SHS	85,000	20.46	1,739,100.00	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	267,000	36.87	9,844,290.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	261,000	59.84	15,618,240.00	
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	5.89	930,936.00	
HEINEKEN HOLDING NV	40,000	70.50	2,820,000.00	
HEINEKEN NV	83,000	79.30	6,581,900.00	
PERNOD RICARD SA	59,500	96.68	5,752,460.00	
DANONE	190,000	74.36	14,128,400.00	
JDE PEET'S BV	55,000	22.44	1,234,200.00	
KERRY GROUP PLC-A	41,900	96.20	4,030,780.00	
LOTUS BAKERIES	110	8,720.00	959,200.00	
HENKEL AG & CO KGAA	31,000	62.00	1,922,000.00	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	48,000	69.02	3,312,960.00	

BEIERSDORF AG	28,700	120.75	3,465,525.00	
LOREAL-ORD	70,600	383.20	27,053,920.00	
BIOMERIEUX	11,000	116.30	1,279,300.00	
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	95.38	572,280.00	
ESSILORLUXOTTICA	87,400	242.30	21,177,020.00	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	228,352	21.86	4,991,774.72	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	84,000	47.06	3,953,040.00	
AMPLIFON SPA	30,000	18.70	561,000.00	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	58,000	50.36	2,920,880.00	
FRESENIUS SE & CO KGAA	126,000	43.16	5,438,160.00	
ARGENX SE	17,500	496.00	8,680,000.00	
GRIFOLS SA	89,000	8.13	723,570.00	
BAYER AG-REG	289,000	24.04	6,949,005.00	
IPSEN	11,800	101.70	1,200,060.00	
MERCK KGAA	37,600	123.35	4,637,960.00	
ORION OYJ	30,000	54.85	1,645,500.00	
RECORDATI SPA	36,000	52.15	1,877,400.00	
SANOFI	333,500	92.92	30,988,820.00	
UCB SA	37,800	154.35	5,834,430.00	
ABN AMRO BANK NV-CVA	138,000	19.23	2,653,740.00	
AIB GROUP PLC	630,000	6.24	3,934,350.00	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S.A.	1,694,000	12.81	21,708,610.00	
BANCO BPM SPA	382,000	10.04	3,837,190.00	
BANCO DE SABADELL SA	1,530,000	2.62	4,017,780.00	
BANCO SANTANDER SA	4,450,000	6.65	29,605,850.00	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	296,000	11.00	3,257,480.00	
BNP PARIBAS	295,000	77.50	22,862,500.00	
BPER BANCA	290,000	7.84	2,274,180.00	
CAIXABANK	1,170,000	7.27	8,505,900.00	
COMMERZBANK AG	270,000	25.36	6,847,200.00	
CREDIT AGRICOLE SA	312,000	16.84	5,254,080.00	
ERSTE GROUP BANK AG	90,000	69.80	6,282,000.00	
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	178,000	18.22	3,244,050.00	
ING GROEP NV	915,000	18.20	16,656,660.00	
INTESA SANPAOLO	4,390,000	4.85	21,311,255.00	

KBC GROEP NV	67,000	82.04	5,496,680.00	
MEDIOBANCA S.P.A.	141,000	20.38	2,873,580.00	
NORDEA BANK ABP	912,000	12.39	11,304,240.00	
SOCIETE GENERALE	213,000	46.80	9,968,400.00	
UNICREDIT SPA	410,000	53.77	22,045,700.00	
ADYEN NV	6,440	1,583.60	10,198,384.00	
EDENRED	68,000	27.77	1,888,360.00	
EURAZEON SE	10,700	66.10	707,270.00	
EXOR NV	27,500	85.40	2,348,500.00	
GROUPE BRUXELLES LAM	25,000	69.90	1,747,500.00	
NEXI SPA	180,000	5.45	981,000.00	
SOFINA SA	4,900	248.20	1,216,180.00	
AEGON LTD	390,000	5.97	2,328,300.00	
AGEAS	43,000	56.20	2,416,600.00	
ALLIANZ SE-REG	112,800	362.40	40,878,720.00	
ASR NEDERLAND NV	43,000	56.84	2,444,120.00	
AXA SA	514,000	41.67	21,418,380.00	
GENERALI	273,000	34.80	9,500,400.00	
HANNOVER RUECK SE	17,500	281.40	4,924,500.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	39,300	595.20	23,391,360.00	
NN GROUP NV	79,000	55.04	4,348,160.00	
POSTE ITALIANE SPA	139,000	18.39	2,556,210.00	
SAMPO OYJ-A SHS	712,000	9.30	6,623,024.00	
TALANX AG	17,700	104.30	1,846,110.00	
UNIPOL GRUPPO SPA	117,000	16.92	1,979,640.00	
CAPGEMINI SA	45,400	149.35	6,780,490.00	
DASSAULT SYSTEMES SE	190,000	33.69	6,401,100.00	
NEMETSCHEK SE	16,900	123.90	2,093,910.00	
SAP SE	304,900	261.65	79,777,085.00	
NOKIA OYJ	1,520,000	4.47	6,805,040.00	
ASM INTERNATIONAL NV	13,800	450.00	6,210,000.00	
ASML HOLDING NV	115,000	626.80	72,082,000.00	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	24,300	107.90	2,621,970.00	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	378,000	31.45	11,889,990.00	
STMICROELECTRONICS NV	193,000	21.21	4,093,530.00	
CELLNEX TELECOM SA	156,000	33.41	5,211,960.00	

DEUTSCHE TELEKOM-REG	1, 024, 000	32. 35	33, 126, 400. 00	
ELISA OYJ	42, 000	46. 08	1, 935, 360. 00	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	97, 000	10. 65	1, 033, 050. 00	
KONINKLIJKE KPN NV	1, 150, 000	4. 06	4, 672, 450. 00	
ORANGE SA	542, 000	12. 64	6, 853, 590. 00	
TELECOM ITALIA SPA	2, 700, 000	0. 36	993, 330. 00	
TELEFONICA SA	1, 140, 000	4. 47	5, 102, 640. 00	
ACCIONA S. A.	8, 200	125. 90	1, 032, 380. 00	
EDP SA	930, 000	3. 26	3, 035, 520. 00	
ENDESA S. A.	91, 000	25. 57	2, 326, 870. 00	
ENEL SPA	2, 390, 000	7. 74	18, 498, 600. 00	
FORTUM OYJ	140, 000	14. 71	2, 059, 400. 00	
IBERDROLA SA	1, 688, 000	15. 49	26, 147, 120. 00	
REDEIA CORP SA	123, 000	17. 65	2, 170, 950. 00	
TERNA SPA	410, 000	8. 59	3, 522, 720. 00	
VERBUND AG	21, 000	65. 65	1, 378, 650. 00	
SNAM SPA	590, 000	5. 10	3, 012, 540. 00	
E. ON SE	664, 000	15. 55	10, 325, 200. 00	
ENGIE	541, 000	17. 99	9, 735, 295. 00	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	205, 000	31. 88	6, 535, 400. 00	
AMUNDI SA	17, 000	73. 05	1, 241, 850. 00	
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	57, 000	15. 90	906, 300. 00	
DEUTSCHE BANK AG-REG	546, 000	24. 16	13, 194, 090. 00	
DEUTSCHE BOERSE AG	55, 500	289. 10	16, 045, 050. 00	
EURONEXT NV	23, 200	149. 40	3, 466, 080. 00	
EDP RENOVAVEIS SA	87, 941	8. 23	723, 754. 43	
EDP RENOVAVEIS-BONUS RIGHTS	87, 941	0. 09	8, 041. 32	
RWE AG	186, 000	32. 61	6, 065, 460. 00	
EUROFINS SCIENTIFIC SE	41, 000	56. 34	2, 309, 940. 00	
QIAGEN N. V.	64, 000	37. 56	2, 403, 840. 00	
SARTORIUS AG-VORZUG	7, 200	229. 70	1, 653, 840. 00	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	8, 500	202. 50	1, 721, 250. 00	
BUREAU VERITAS SA	94, 000	28. 64	2, 692, 160. 00	
RANDSTAD NV	32, 000	37. 16	1, 189, 120. 00	
TELEPERFORMANCE	16, 500	93. 38	1, 540, 770. 00	
WOLTERS KLUWER	70, 500	156. 30	11, 019, 150. 00	

	PUBLICIS GROUPE	65,400	92.18	6,028,572.00	
	BOLLORE SE	210,000	5.55	1,165,500.00	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	18,700	108.40	2,027,080.00	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	235,000	27.03	6,352,050.00	
	SCOUT24 SE	22,000	109.60	2,411,200.00	
	LEG IMMOBILIEN SE	20,000	76.65	1,533,000.00	
	VONOVIA SE	221,000	30.13	6,658,730.00	
小計	銘柄数：211			1,624,379,318.44	
	組入時価比率：9.4%			(266,284,501,671)	
				9.6%	
英ポンド	BP PLC	4,680,000	3.72	17,423,640.00	
	SHELL PLC-NEW	1,780,000	24.58	43,752,400.00	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	31.08	1,087,800.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	368,000	20.48	7,538,480.00	
	ANTOFAGASTA PLC	116,000	17.33	2,010,860.00	
	GLENCORE PLC	2,970,000	2.52	7,493,310.00	
	RIO TINTO PLC-REG	332,000	44.96	14,928,380.00	
	MONDI PLC	115,727	11.57	1,339,540.02	
	BAE SYSTEMS PLC	874,000	16.88	14,753,120.00	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	400,000	4.75	1,903,200.00	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,467,000	7.91	19,528,772.00	
	DCC PLC	30,000	49.94	1,498,200.00	
	SMITHS GROUP PLC	93,000	19.93	1,853,490.00	
	SPIRAX GROUP PLC	22,000	61.60	1,355,200.00	
	ASHTEAD GROUP PLC	127,000	41.08	5,217,160.00	
	BUNZLE	91,000	24.64	2,242,240.00	
	RENTOKIL INITIAL PLC	750,000	3.50	2,625,000.00	
	BARRATT REDROW PLC	420,000	4.69	1,971,900.00	
	COMPASS GROUP PLC	500,000	26.05	13,025,000.00	
	ENTAIN PLC	162,000	7.00	1,134,324.00	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	45,600	86.10	3,926,160.00	
	WHITBREAD PLC	56,000	28.10	1,573,600.00	
	NEXT PLC	33,800	122.25	4,132,050.00	
	JD SPORTS FASHION PLC	610,000	0.86	528,138.00	
	KINGFISHER PLC	520,000	3.05	1,586,000.00	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	580,000	3.58	2,076,400.00	

SAINSBURY	520,000	2.76	1,437,280.00	
TESCO PLC	1,970,000	3.77	7,440,690.00	
COCA-COLA HBC AG-DI	63,000	38.08	2,399,040.00	
DIAGEO PLC	655,000	21.79	14,272,450.00	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	100,000	21.12	2,112,000.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	584,000	31.35	18,308,400.00	
IMPERIAL BRANDS PLC	235,000	30.18	7,092,300.00	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	203,000	48.76	9,898,280.00	
UNILEVER PLC	724,000	47.19	34,165,560.00	
SMITH & NEPHEW PLC	240,000	10.69	2,565,600.00	
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00	
ASTRAZENECA PLC	452,800	102.40	46,366,720.00	
GSK PLC	1,203,000	13.77	16,571,325.00	
HALEON PLC	2,670,000	4.06	10,861,560.00	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	48,000	20.04	961,920.00	
BARCLAYS PLC	4,250,000	3.07	13,047,500.00	
HSBC HOLDINGS PLC	5,219,000	8.49	44,319,748.00	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	17,620,000	0.73	12,866,124.00	
NATWEST GROUP PLC	2,210,000	4.91	10,859,940.00	
STANDARD CHARTERED PLC	612,000	10.67	6,533,100.00	
M&G PLC	710,000	2.18	1,547,800.00	
WISE PLC - A	189,000	10.39	1,963,710.00	
ADMIRAL GROUP PLC	77,000	33.50	2,579,500.00	
AVIVA PLC	760,000	5.83	4,433,840.00	
LEGAL & GENERAL	1,730,000	2.40	4,162,380.00	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	220,000	6.13	1,348,600.00	
PRUDENTIAL PLC	771,000	8.35	6,442,476.00	
SAGE GROUP PLC (THE)	302,000	12.67	3,827,850.00	
HALMA PLC	110,000	28.96	3,185,600.00	
BT GROUP PLC	1,860,000	1.65	3,073,650.00	
VODAFONE GROUP PLC	6,020,000	0.70	4,235,672.00	
SSE PLC	322,000	16.97	5,464,340.00	
CENTRICA PLC	1,430,000	1.47	2,112,110.00	
NATIONAL GRID PLC	1,421,000	10.54	14,977,340.00	
SEVERN TRENT PLC	75,000	26.83	2,012,250.00	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	190,000	11.11	2,110,900.00	

	3I GROUP PLC	283,000	41.70	11,801,100.00	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	138,800	113.00	15,684,400.00	
	SCHRODERS PLC	249,176	3.40	849,191.80	
	PEARSON	164,000	11.64	1,909,780.00	
	EXPERIAN PLC	272,000	38.35	10,431,200.00	
	INTERTEK GROUP PLC	48,000	47.38	2,274,240.00	
	RELX PLC	546,000	40.30	22,003,800.00	
	INFORMA PLC	395,000	7.80	3,083,370.00	
	WPP PLC	330,000	5.92	1,955,580.00	
	AUTO TRADER GROUP PLC	251,000	8.60	2,159,102.00	
	小計銘柄数：72			574,213,682.82	
				(111,368,743,782)	
	組入時価比率：3.9%				4.1%
イスラエル	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,970	587.00	1,156,390.00	
	GIVAUDAN-REG	2,730	4,026.00	10,990,980.00	
	SIKA AG-REG	43,700	207.10	9,050,270.00	
	HOLCIM LTD	153,600	94.42	14,502,912.00	
	SIG GROUP AG	88,000	16.35	1,438,800.00	
	GEBERIT AG-REG	9,900	587.00	5,811,300.00	
	ABB LTD	465,000	45.07	20,957,550.00	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	7,000	285.00	1,995,000.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	12,300	295.20	3,630,960.00	
	VAT GROUP AG	8,100	301.50	2,442,150.00	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	14,600	177.85	2,596,610.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	155,800	145.05	22,598,790.00	
	THE SWATCH GROUP AG-B	8,400	139.55	1,172,220.00	
	AVOLTA AG	22,000	42.86	942,920.00	
	BARRY CALLEBAUT AG	960	769.50	738,720.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	273	12,390.00	3,382,470.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	31	119,800.00	3,713,800.00	
	NESTLE SA-REG	765,100	87.65	67,061,015.00	
	ALCON INC	145,600	79.82	11,621,792.00	
	SONOVA HOLDING AG-REG	14,500	262.10	3,800,450.00	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	31,300	106.90	3,345,970.00	
	GALDERMA GROUP AG	28,000	99.75	2,793,000.00	
	NOVARTIS AG-REG	575,600	90.91	52,327,796.00	

	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	205, 200	257. 60	52, 859, 520. 00	
	ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	9, 300	277. 40	2, 579, 820. 00	
	SANDOZ GROUP AG	124, 000	38. 03	4, 715, 720. 00	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	9, 000	99. 95	899, 550. 00	
	BALOISE HOLDING AG	11, 300	189. 70	2, 143, 610. 00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	11, 400	186. 90	2, 130, 660. 00	
	SWISS LIFE HOLDING AG	8, 200	840. 80	6, 894, 560. 00	
	SWISS RE LTD	88, 900	149. 80	13, 317, 220. 00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	43, 000	581. 00	24, 983, 000. 00	
	TEMENOS AG-REG	16, 400	61. 80	1, 013, 520. 00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	45, 000	66. 76	3, 004, 200. 00	
	SWISSCOM AG-REG	7, 600	544. 00	4, 134, 400. 00	
	BKW AG	6, 200	161. 80	1, 003, 160. 00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	59, 000	55. 64	3, 282, 760. 00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	6, 510	1, 114. 00	7, 252, 140. 00	
	UBS GROUP AG	965, 000	25. 96	25, 051, 400. 00	
	LONZA AG-REG	20, 800	584. 80	12, 163, 840. 00	
	SGS SA-REG	45, 800	83. 76	3, 836, 208. 00	
	SWISS PRIME SITE-REG	22, 800	116. 40	2, 653, 920. 00	
	小計 銘柄数：42			421, 991, 073. 00	
				(73, 802, 018, 756)	
	組入時価比率：2. 6%			2. 7%	
スウェーデン ローナ	BOLIDEN AB	76, 000	300. 50	22, 838, 000. 00	
	HOLMEN AB-B SHARES	24, 000	407. 20	9, 772, 800. 00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	180, 000	126. 55	22, 779, 000. 00	
	SAAB AB-B	93, 000	449. 80	41, 831, 400. 00	
	ASSA ABLOY AB-B	291, 000	299. 80	87, 241, 800. 00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	450, 000	44. 38	19, 971, 000. 00	
	SKANSKA AB-B SHS	93, 000	225. 00	20, 925, 000. 00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	43, 000	260. 10	11, 184, 300. 00	
	LIFCO AB-B SHS	70, 000	388. 60	27, 202, 000. 00	
	ALFA LAVAL AB	83, 000	401. 70	33, 341, 100. 00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	794, 000	151. 50	120, 291, 000. 00	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	456, 000	133. 65	60, 944, 400. 00	
	EPIROC AB - A	197, 000	215. 90	42, 532, 300. 00	

EPIROC AB - B	122,000	194.20	23,692,400.00	
INDUTRADE AB	74,000	266.60	19,728,400.00	
SANDVIK AB	314,000	206.10	64,715,400.00	
SKF AB-B SHARES	102,000	197.35	20,129,700.00	
TRELLEBORG AB-B SHS	63,000	344.10	21,678,300.00	
VOLVO AB-B SHS	459,000	264.60	121,451,400.00	
ADDTECH AB-B SHARES	78,000	345.00	26,910,000.00	
BEIJER REF AB	113,000	147.00	16,611,000.00	
SECURITAS AB-B SHS	138,857	139.20	19,328,894.40	
EVOLUTION AB	48,000	663.00	31,824,000.00	
HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	138.90	21,529,500.00	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	176,000	273.30	48,100,800.00	
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	59,143	299.80	17,731,071.40	
SKANDINAViska ENSKILDA BANKEN AB	473,000	154.60	73,125,800.00	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A	429,000	125.95	54,032,550.00	
SWEDBANK AB	241,000	245.50	59,165,500.00	
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	347.00	10,757,000.00	
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	347.00	13,880,000.00	
INVESTOR AB-B SHS	504,000	284.15	143,211,600.00	
LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	507.00	10,140,000.00	
ERICSSON LM-B	800,000	80.46	64,368,000.00	
HEXAGON AB-B SHS	587,000	93.94	55,142,780.00	
TELIA CO AB	680,000	35.89	24,405,200.00	
TELE 2 AB-B SHS	170,000	140.45	23,876,500.00	
EQT AB	113,000	280.80	31,730,400.00	
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	230,000	66.62	15,322,600.00	
SAGAX AB-B	62,000	213.20	13,218,400.00	
小計 銘柄数：40 組入時価比率：0.8%			1,566,661,295.80 (23,546,919,275) 0.9%	
ノルウェークロ 一ネ	AKER BP ASA	95,000	232.90	22,125,500.00
	EQUINOR ASA	238,000	238.20	56,691,600.00
	YARA INTERNATIONAL ASA	47,000	340.70	16,012,900.00
	NORSK HYDRO	400,000	57.08	22,832,000.00
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	26,600	1,627.00	43,278,200.00

	MOWI ASA	141,000	187.60	26,451,600.00	
	ORKLA ASA	210,000	111.40	23,394,000.00	
	SALMAR ASA	21,000	487.40	10,235,400.00	
	DNB BANK ASA	256,000	263.30	67,404,800.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	253.20	13,166,400.00	
	TELENOR ASA	188,000	153.10	28,782,800.00	
	小計 銘柄数：11			330,375,200.00	
				(4,648,379,064)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
デンマーククロ 一ネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	100,016	444.50	44,457,112.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	26,000	298.80	7,768,800.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	291,000	98.66	28,710,060.00	
	DSV A/S	60,400	1,458.00	88,063,200.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	890	11,260.00	10,021,400.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,420	11,360.00	16,131,200.00	
	PANDORA A/S	24,100	1,032.50	24,883,250.00	
	CARLSBERG B	27,400	910.80	24,955,920.00	
	COLOPLAST-B	37,400	640.20	23,943,480.00	
	DEMANT A/S	25,000	249.80	6,245,000.00	
	GENMAB A/S	18,500	1,319.00	24,401,500.00	
	ZEALAND PHARMA A/S	16,800	428.80	7,203,840.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	941,000	444.30	418,086,300.00	
	DANSKE BANK AS	202,000	245.70	49,631,400.00	
	TRYG A/S	94,000	163.40	15,359,600.00	
	ORSTED A/S	49,000	252.50	12,372,500.00	
小計 銘柄数：16 組入時価比率：0.6%				802,234,562.00	
				(17,625,093,327)	
				0.6%	
豪ドル	SANTOS LTD.	990,000	6.06	5,999,400.00	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	554,000	20.40	11,301,600.00	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	130,000	37.99	4,938,700.00	
	BHP GROUP LIMITED	1,488,000	37.54	55,859,520.00	
	BLUESCOPE STEEL LTD	122,000	23.03	2,809,660.00	
	FORTESCUE LTD	509,000	15.96	8,123,640.00	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	402,000	19.77	7,947,540.00	
	RIO TINTO LTD	108,000	114.98	12,417,840.00	

SOUTH32 LTD	1, 250, 000	2. 79	3, 487, 500. 00	
REECE LTD	65, 000	16. 20	1, 053, 000. 00	
SGH LTD	55, 000	50. 51	2, 778, 050. 00	
BRAMBLES LTD	398, 000	21. 10	8, 397, 800. 00	
QANTAS AIRWAYS LIMITED	220, 000	9. 86	2, 169, 200. 00	
TRANSURBAN GROUP	900, 000	14. 36	12, 924, 000. 00	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	168, 000	66. 71	11, 207, 280. 00	
LOTTERY CORP LTD/THE	630, 000	5. 29	3, 332, 700. 00	
WESFARMERS LIMITED	334, 000	80. 24	26, 800, 160. 00	
COLES GROUP LTD	397, 000	22. 48	8, 924, 560. 00	
WOOLWORTHS GROUP LTD	350, 000	33. 26	11, 641, 000. 00	
TREASURY WINE ESTATES LTD	250, 000	9. 02	2, 255, 000. 00	
COCHLEAR LTD	18, 300	267. 55	4, 896, 165. 00	
SONIC HEALTHCARE LTD	128, 000	26. 80	3, 430, 400. 00	
CSL LIMITED	140, 500	239. 31	33, 623, 055. 00	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	878, 000	28. 98	25, 444, 440. 00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	488, 700	167. 04	81, 632, 448. 00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	893, 000	36. 53	32, 621, 290. 00	
WESTPAC BANKING CORP	997, 000	31. 21	31, 116, 370. 00	
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	73, 000	37. 34	2, 725, 820. 00	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	720, 000	8. 50	6, 120, 000. 00	
MEDIBANK PRIVATE LTD	820, 000	4. 71	3, 862, 200. 00	
QBE INSURANCE	432, 000	22. 59	9, 758, 880. 00	
SUNCORP GROUP LTD	321, 000	20. 57	6, 602, 970. 00	
WISETECH GLOBAL LTD	55, 000	96. 21	5, 291, 550. 00	
XERO LIMITED	43, 900	172. 41	7, 568, 799. 00	
TELSTRA GROUP LTD	1, 130, 000	4. 61	5, 209, 300. 00	
ORIGIN ENERGY LTD	500, 000	11. 03	5, 515, 000. 00	
APA GROUP	350, 000	8. 61	3, 013, 500. 00	
ASX LTD	60, 000	73. 70	4, 422, 000. 00	
MACQUARIE GROUP LIMITED	106, 900	203. 31	21, 733, 839. 00	
PRO MEDICUS LTD	16, 300	251. 66	4, 102, 058. 00	
COMPUTERSHARE LTD	151, 000	39. 50	5, 964, 500. 00	
CAR GROUP LTD	108, 000	35. 10	3, 790, 800. 00	
REA GROUP LTD	14, 500	244. 97	3, 552, 065. 00	
小計銘柄数：43			516, 365, 599. 00	

	組入時価比率 : 1.7%			(48,388,620,282)
				1.8%
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	480,000	7.83	3,758,400.00
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	175,000	35.95	6,291,250.00
	INFRATIL LTD	290,000	11.60	3,364,000.00
	CONTACT ENERGY LTD	250,000	9.15	2,287,500.00
	MERIDIAN ENERGY LTD	360,000	5.80	2,088,000.00
	小計 銘柄数 : 5			17,789,150.00
				(1,537,338,343)
	組入時価比率 : 0.1%			0.1%
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	790,040	44.60	35,235,784.00
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	70.00	7,280,000.00
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	390,000	86.35	33,676,500.00
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	380,000	20.95	7,961,000.00
	MTR CORP	480,000	26.95	12,936,000.00
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	680,000	30.70	20,876,000.00
	SANDS CHINA LTD	664,000	15.62	10,371,680.00
	WH GROUP LIMITED	2,499,806	6.85	17,123,671.10
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,100,000	32.65	35,915,000.00
	HANG SENG BANK	216,000	109.70	23,695,200.00
	AIA GROUP LTD	3,170,000	61.55	195,113,500.00
	HKT TRUST AND HKT LTD	1,069,600	11.44	12,236,224.00
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170,000	52.85	8,984,500.00
	CLP HLDGS	470,000	67.70	31,819,000.00
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	390,000	52.25	20,377,500.00
	HONG KONG & CHINA GAS	3,300,383	7.10	23,432,719.30
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	351,000	372.40	130,712,400.00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	550,040	32.80	18,041,312.00
	HENDERSON LAND	390,443	24.05	9,390,154.15
	SINO LAND CO. LTD	1,170,000	8.15	9,535,500.00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	430,000	80.15	34,464,500.00
	THE WHARF HOLDINGS LIMITED	370,000	19.70	7,289,000.00
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	480,000	19.50	9,360,000.00
	小計 銘柄数 : 23			715,827,144.55

	組入時価比率 : 0.5%			(13,428,917,231)	
				0.5%	
シンガポール ル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	470,000	7.63	3,586,100.00	
	KEPPEL LTD	430,000	6.75	2,902,500.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	690,000	2.12	1,462,800.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	420,000	6.76	2,839,200.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	2,000,000	0.74	1,480,000.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	520,000	3.06	1,591,200.00	
	DBS GROUP HLDGS	586,000	43.71	25,614,060.00	
	OCBC-ORD	988,000	16.23	16,035,240.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	375,000	34.83	13,061,250.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,180,000	3.90	8,502,000.00	
	SEMCORP INDUSTRIES LTD	280,000	6.59	1,845,200.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	230,000	14.40	3,312,000.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	720,000	2.53	1,821,600.00	
小計	銘柄数 : 13			84,053,150.00	
				(9,450,936,186)	
	組入時価比率 : 0.3%			0.3%	
新シェケル	ICL GROUP LTD	240,000	24.35	5,844,000.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	8,200	1,481.30	12,146,660.00	
	BANK HAPOALIM BM	373,000	56.22	20,970,060.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	430,000	54.49	23,430,700.00	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	350,000	29.37	10,279,500.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	46,000	195.30	8,983,800.00	
	NICE LTD	17,900	582.70	10,430,330.00	
	NOVA LTD	8,600	661.00	5,684,600.00	
	AZRIELI GROUP	12,000	269.90	3,238,800.00	
小計	銘柄数 : 9			101,008,450.00	
				(4,152,821,009)	
	組入時価比率 : 0.1%			0.2%	
合計				2,748,521,933,399	
				(2,748,521,933,399)	

(注 1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注 2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2025年5月12日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
		銘柄数：1	4,480.00	0.00	
		組入時価比率：0.0%		(0)	
		合計		0.0%	0 (0)
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	45,400	3,362,778.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	92,000	3,560,400.00	
		AMERICAN TOWER CORP	137,200	30,179,884.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	172,000	3,307,560.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	41,700	8,570,601.00	
		BXP INC	43,000	2,761,030.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	30,700	3,621,986.00	
		CROWN CASTLE INC	128,400	13,482,000.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	95,700	15,940,749.00	
		EQUINIX INC	28,000	24,202,920.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	50,000	3,216,000.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	100,000	6,994,000.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	19,100	5,399,379.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	62,900	9,335,618.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	80,000	3,751,200.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	203,000	3,546,410.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	192,000	2,835,840.00	
		INVITATION HOMES INC	171,000	5,945,670.00	
		IRON MOUNTAIN INC	86,000	8,348,020.00	
		KIMCO REALTY CORP	195,000	4,059,900.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	33,200	5,412,264.00	
		PROLOGIS INC	271,900	29,068,829.00	
		PUBLIC STORAGE	45,900	13,956,813.00	
		REALTY INCOME CORP	253,000	14,342,570.00	
		REGENCY CENTERS CORP	51,000	3,691,380.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	31,600	7,574,204.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	94,100	15,356,179.00	
		SUN COMMUNITIES INC	36,700	4,604,382.00	

	UDR INC	88,000	3,721,520.00	
	VENTAS INC	121,000	7,987,210.00	
	VICI PROPERTIES INC	308,000	9,812,880.00	
	WELLTOWER INC	182,900	27,285,022.00	
	WEYERHAEUSER CO	208,000	5,451,680.00	
	WP CAREY INC	61,000	3,769,800.00	
小計	銘柄数：34	3,759,400	314,456,678.00 (45,898,096,720)	88.1%
	組入時価比率：1.6%			
ユーロ	COVIVIO	17,000	835,380.00	
	GECINA SA	11,700	1,065,285.00	
	KLEPIERRE	59,000	1,943,460.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	35,000	2,572,500.00	
小計	銘柄数：4	122,700	6,416,625.00 (1,051,877,336)	2.0%
	組入時価比率：0.0%			
英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	220,000	1,317,800.00	
	SEGRO PLC	390,000	2,595,840.00	
小計	銘柄数：2	610,000	3,913,640.00 (759,050,478)	1.5%
	組入時価比率：0.0%			
豪ドル	GOODMAN GROUP	588,000	18,433,800.00	
	GPT GROUP	530,000	2,544,000.00	
	SCENTRE GROUP	1,520,000	5,639,200.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	720,000	4,039,200.00	
	VICINITY CENTRES	1,200,000	2,940,000.00	
小計	銘柄数：5	4,558,000	33,596,200.00 (3,148,299,902)	6.0%
	組入時価比率：0.1%			
香港ドル	LINK REIT	760,000	30,780,000.00	
小計	銘柄数：1	760,000	30,780,000.00 (577,432,800)	1.1%
	組入時価比率：0.0%			
シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,030,040	2,719,305.60	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,606,397	3,373,433.70	
小計	銘柄数：2	2,636,437	6,092,739.30	

	組入時価比率：0.0%	(685,067,606)
		1.3%
合計		52,119,824,842 (52,119,824,842)
合計		52,119,824,842 (52,119,824,842)

(注 1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年5月12日現在		
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超	
市場取引			
株価指数先物取引			
買建	24,827,285,631	—	24,995,806,791 168,521,160
市場取引以外の取引			
為替予約取引			
買建	55,579,000	—	56,216,750 637,750
シンガポールドル	55,579,000	—	56,216,750 637,750
合計	—	—	— 169,158,910

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村外国株式インデックスファンド

2025年5月30日現在

I 資産総額	3,225,590,065円
II 負債総額	3,958,969円
III 純資産総額（I - II）	3,221,631,096円
IV 発行済口数	404,408,248口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	7.9663円

(参考) 外国株式M S C I - K O K U S A I マザーファンド

2025年5月30日現在

I 資産総額	2,924,697,716,458円
II 負債総額	10,585,305,395円
III 純資産総額（I - II）	2,914,112,411,063円
IV 発行済口数	394,439,367,596口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	7.3880円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2025年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

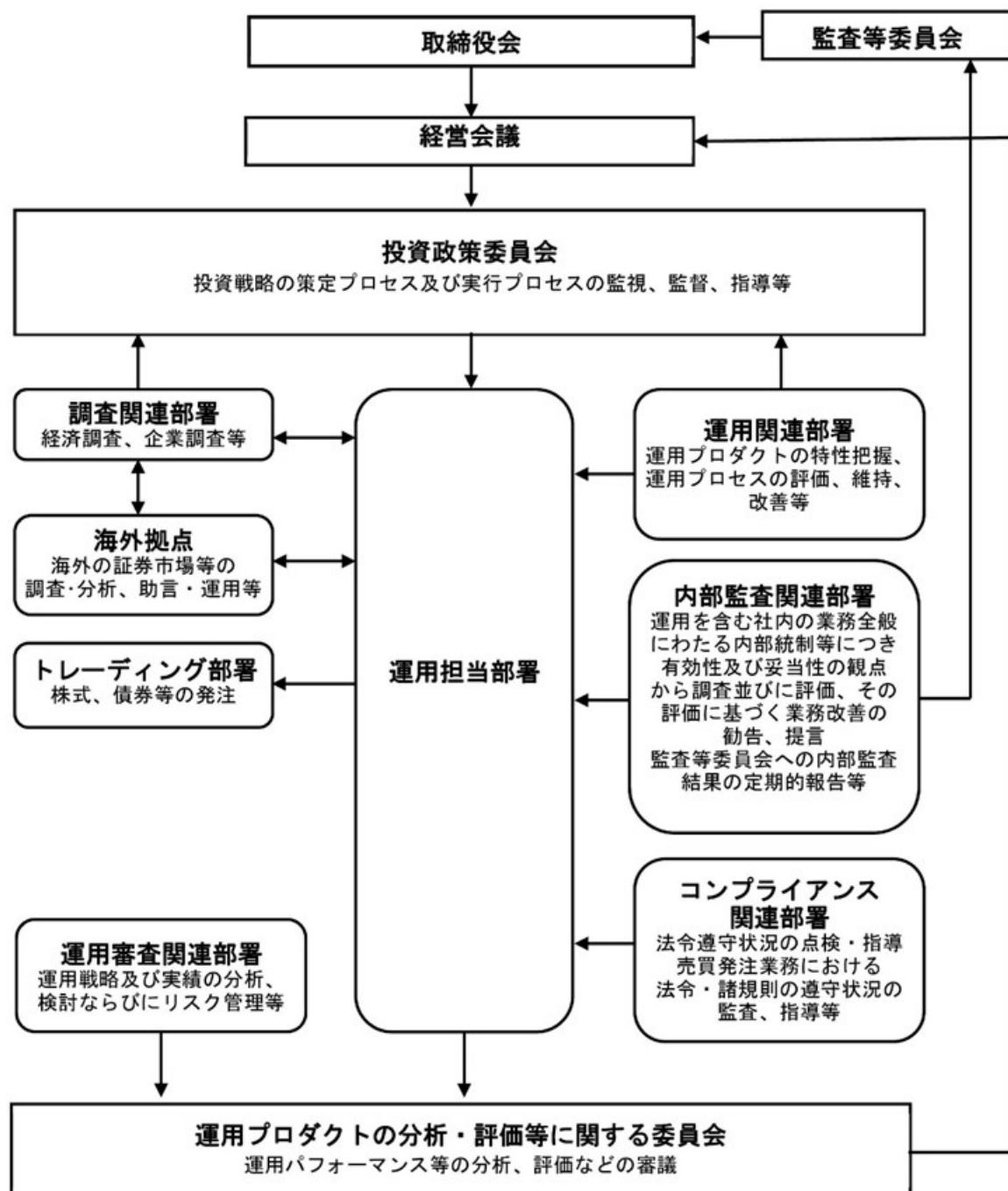
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2025 年 5 月 30 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	912	56,129,129
単位型株式投資信託	137	581,121
追加型公社債投資信託	14	6,542,499
単位型公社債投資信託	386	648,262
合計	1,449	63,901,011

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、他の記載内容が存在しないと判断したため、他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金		7,405		8,177	
金銭の信託		44,745		46,810	
前払金		7		12	
前払費用		852		1,019	
未収入金		1,023		666	
未収委託者報酬		31,788		34,911	
未収運用受託報酬		5,989		7,066	
短期貸付金		757		2,242	
その他		169		195	
貸倒引当金		△18		△21	
流動資産計		92,719		101,080	
固定資産					
有形固定資産		945		881	
建物	※2	595		589	
器具備品	※2	350		292	
無形固定資産		5,658		6,889	
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産		17,314		14,923	
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	
長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計		23,918		22,694	
資産合計		116,638		123,775	

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金		13,700		6,000	
預り金		123		132	
未払金		11,404		11,982	
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	※1	12,507		12,594	
未払法人税等		8,095		10,363	
未払消費税等		1,590		2,112	
前受収益		15		14	
賞与引当金		4,543		5,846	
その他		24		-	
流動負債計		52,005		49,045	
固定負債					
退職給付引当金		2,759		2,618	
時効後支払損引当金		602		610	
資産除去債務		1,123		1,431	
固定負債計		4,484		4,660	
負債合計		56,490		53,706	
(純資産の部)					
株主資本		59,820		69,751	
資本金		17,180		17,180	
資本剰余金		13,729		13,729	
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金		28,910		38,841	
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等		327		317	
その他有価証券評価差額金		327		317	
純資産合計		60,147		70,069	
負債・純資産合計		116,638		123,775	

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬		124,722		155,775	
運用受託報酬		21,188		23,666	
その他営業収益		291		328	
営業収益計		146,202		179,770	
営業費用					
支払手数料		43,258		56,923	
広告宣伝費		1,054		1,115	
公告費		0		0	
調査費		33,107		38,115	
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費		1,377		1,345	
営業雑経費		3,670		4,336	
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計		82,468		101,835	
一般管理費					
給料		13,068		14,094	
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費		87		105	
寄付金		117		116	
旅費交通費		323		394	
租税公課		990		1,537	
不動産賃借料		1,235		1,236	
退職給付費用		893		598	
固定資産減価償却費		2,292		2,309	
諸経費		12,483		12,708	
一般管理費計		31,491		33,100	
営業利益		32,242		44,834	

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		–	
関係会社株式評価損		490		–	
固定資産除却損	※2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			△354		△482
当期純利益			28,183		38,105

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本									株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金							
	資本準備金	その他資本剰余金	資本合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益	利益合計			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419		
当期変動額											
剩余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782		
当期純利益							28,183	28,183	28,183		
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	-	-		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598		
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820		

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剩余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820	
当期変動額									
剩余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174	
当期純利益						38,105	38,105	38,105	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	9,931	9,931	9,931	
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剩余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> <p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>5. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p> <p>時価法</p> <p>時価法</p> <p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0" style="width: 100%;"><tr><td>建物</td><td>6年</td></tr><tr><td>附属設備</td><td>6~15年</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>4~15年</td></tr></table> </p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>	建物	6年	附属設備	6~15年	器具備品	4~15年
建物	6年						
附属設備	6~15年						
器具備品	4~15年						

<p>7. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
-----------------------	---

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もりを行いました。この見積りの変更による増加額 308 百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の 100 分の 10 を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた 47 百万円は、「投資事業組合運用損」 28 百万円、「その他」 18 百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025年4月1日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528 百万円 器具備品 792 合計 2,320

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,591 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 - ソフトウェア 14 合計 14

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日

効力発生日

2024 年 6 月 28 日

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 28 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	7,400 円
基準日	2025 年 3 月 31 日
効力発生日	2025 年 6 月 30 日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
 2 非上場株式等について、当事業年度において 490 百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しております、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	46,810	46,810	-
(2) その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2025 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,989 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>19,205</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>21,247</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>883</u>
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>883</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>655</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

②長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分

と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,422
退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	360
投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348
未払社会保険料	116
その他	50
繰延税金資産小計	<u>5,422</u>
評価性引当額	<u>△1,848</u>
繰延税金資産合計	<u>3,573</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	<u>△922</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,651</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>27.0%</u>
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9%
タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>28.2%</u>
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。	「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。
これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。	これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。
この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。	この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)		
	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-	-
資産除去債務の履行による減少	-	-
見積もりの変更による増加	-	308
期末残高	1,123	1,431

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[会計上の見積りの変更に関する注記] (1) に記載の通りであります。

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768 百万円
運用受託報酬	21,631 百万円
成功報酬（注）	2,042 百万円
その他営業収益	328 百万円
合計	179,770 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入 (*1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済 (*1)	128,100		
							借入金利息 (*1)	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済 (*1)	3,081		
							貸付金利息 (*1)	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*2)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入(*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済(*1)	185,200		
							借入金利息(*1)	210	未払利息	3

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済(*1)	5,368		
							貸付金利息(*1)	93	未収利息	23
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接 100%	—	有償減資(*2)	4,475	—	—

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3) 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	40,328	未払手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インクが行った有償減資の金額を記載しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額 11,677 円 62 銭	1株当たり純資産額 13,603 円 86 銭
1株当たり当期純利益 5,471 円 85 銭	1株当たり当期純利益 7,398 円 11 銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 28,183 百万円 普通株式に係る当期純利益 28,183 百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 38,105 百万円 普通株式に係る当期純利益 38,105 百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(野村外国株式インデックスファンド)

運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券とします。なお、株式に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。なお、株式に直接投資する場合があります。

② 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第26条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第27条の範囲で行ないます。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超える

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当収入等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村外国株式インデックスファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以後に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の取得申込日が別に定める現地の全ての金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行いません。

③ 前1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第48条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条及び第27条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいま

す。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であつて、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と

マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前 2 項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 21 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第 33 条において同じ。）、第 33 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 25 条、第 29 条、第 31 条および第 40 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第 22 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第 23 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 22 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 22 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第26条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引

に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなつた場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第28条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当す

る契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第32条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第34条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第35条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第36条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することができます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第37条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第38条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第39条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第40条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 41 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 42 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 43 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間の開始日は平成 14 年 11 月 25 日とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 44 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 45 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 46 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託

財産の純資産総額に年 10,000 分の 60 以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 47 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以後の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以後の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 48 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 49 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者が

この信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金（第51条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第51条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第49条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第50条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第48条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第51条 受益者（販売会社を含みます。以下、本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定める現地の全ての金融商品取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がすることは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行な

われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第52条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第54条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会

社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第55条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第57条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第52条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

② 委託者は、受託者に対し、前項の買取請求にかかる受益権を買取請求受付日に一部解約の実行の請求を行なうよう指図するものとします。

(運用状況に係る情報の提供)

第58条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(公告)

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第59条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第48条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 11 月 25 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める現地の全ての金融商品取引所

約款第12条第2項、第51条第1項の「別に定める現地の全ての金融商品取引所」は次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であつて、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 15 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

いいます。) の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混藏寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することができます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。) の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社